令和５年６月２８日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和４年（ネ）第１８９３号　各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所平成２８年（ワ）第１２７８５号（第１事件）、同年（ワ）第１７６８０号（第２事件）、同年（ワ）第２８２１９号（第３事件）、同２９年（ワ）第３２３５８号（第４事件）、同３０年（ワ）第３４５２２号（第５事件））

口頭弁論終結日　令和５年２月１日

判　　決

当事者の表示　本判決別紙１当事者目録記載のとおり（なお、以下、当事者の呼称等は、特に断りのない限り、原判決の例による。）

主　　文

１　１審原告解放同盟並びに１審原告２３、３２、５６、７４、１３６、１４６、１４９、１６１、１６５、１７３、２４６及び２４７を除く１審原告らの本件各控訴に基づき、原判決主文第１項ないし第８項及び第１０項を次のとおり変更する。

(1)　１審被告宮部及び１審被告示現舎は、本判決別紙２書籍目録記載１及び３の各著作物のうち、本判決別紙４記載１の部分について、出版、販売又は頒布してはならない。

(2)　１審被告宮部及び１審被告示現舎は、本判決別紙２書籍目録記載２の著作物のうち、本判決別紙４記載２の部分について、出版、販売又は頒布してはならない。

(3)　１審被告宮部及び１審被告示現舎は、本判決別紙３ウェブサイト目録記載１(1)ないし(3)の各ファイルのうち、本判決別紙４記載３の部分をそれぞれ削除せよ。

(4)　１審被告宮部及び１審被告示現舎は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、本判決別紙３ウェブサイト目録記載１(1)ないし(3)の各ファイルのうち、

本判決別紙４記載３の部分についてウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。

(5)　１審被告宮部及び１審被告示現舎は、本判決別紙３ウェブサイト目録記載１(4)のウェブページのうち本判決別紙４記載１の部分及び同目録記載４の各ＰＤＦデータのうち本判決別紙４記載２の部分をそれぞれ削除せよ。

(6)　１審被告宮部及び１審被告示現舎は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、本判決別紙３ウェブサイト目録記載１(4)のウェブページのうち本判決別紙４記載１の部分、同目録記載４の各ＰＤＦデータのうち本判決別紙４記載２の部分及び同目録記載２のウェブページのうち本判決別紙４記載４の部分について、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。

(7)　１審被告らは、本判決別紙５の「１審原告番号」欄記載の各１審原告らに対し、連帯して、それぞれ同別紙の「認容金額」欄記載の金員及びこれに対する１審被告宮部については同別紙の「遅延損害金起算点（１審被告宮部）」欄記載の日から、１審被告示現舎及び１審被告三品については同別紙の「遅延損害金起算点（１審被告示現舎及び同三品）」欄記載の日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

(8)　１審被告らは、１審原告１５及び１審原告２４８に対し、連帯して各１万円及びこれに対する令和元年１１月７日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　１審原告解放同盟、１審原告２３、３２、５６、７４、１３６、１４６、１４９、１６１、１６５、１７３、２４６及び２４７の本件各控訴並びに１審被告らの本件各控訴をいずれも棄却する。

３　本件訴訟のうち、承継前１審原告１６１の本判決別紙２書籍目録及び本判決

別紙３ウェブサイト目録に係る削除及び差止の請求に関する部分は、承継前１審原告１６１の死亡により終了した。

４　主文第１項冒頭の１審原告らと１審被告らとの間に生じた訴訟費用は、第１、２審を通じて、これを５分し、その４を主文第１項冒頭の１審原告らの負担とし、その余を１審被告らの負担とし、主文第２項の１審原告らの本件各控訴に係る控訴費用は主文第２項の１審原告らの負担とし、１審被告らの本件各控訴に係る控訴費用は１審被告らの負担とする。

５　この判決は、第１項(7)及び(8)に限り、仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求めた裁判

１　１審原告ら

(1)　原判決主文第１項ないし第１１項を次のとおり変更する。

(2)　１審被告らは、本判決別紙２書籍目録記載の著作物を出版、販売または頒布してはならない。

(3)　１審被告らは、本判決別紙３ウェブサイト目録記載の各記事を削除せよ。

(4)　１審被告らは、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、本判決別紙３ウェブサイト目録記載の各記事等につき、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。

(5)　１審被告らは、１審原告１５、３２及び２４８各自に対し、連帯して、３３０万円及びこれに対する令和元年１１月７日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

(6)　１審被告らは、第１事件原告ら（ただし、１審原告１５及び３２を除く。）各自に対し、連帯して、１１０万円及びこれに対する１審被告宮部については平成２８年５月２２日から、１審被告示現舎及び１審被告三品については同月２６日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

(7)　１審被告らは、第２事件原告ら各自に対し、連帯して、１１０万円及びこれに対する１審被告宮部については平成２８年６月１１日から、１審被告示現舎及び１審被告三品については同月２７日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

(8)　１審被告らは、第３事件原告ら各自に対し、連帯して、１１０万円及びこれに対する平成２８年９月３日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　１審被告ら

(1)　原判決を次のとおり変更する。

(2)　１審原告らの請求をいずれも棄却する。

(3)　１審原告解放同盟、１審原告１５、３０、３２、１７７及び２４８は、１審被告示現舎に対し、連帯して、１６０万円及びこれに対する平成２８年３月２８日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

(4)　１審原告解放同盟、１審原告１５、３０、３２、１７７及び２４８は、１審被告宮部に対し、連帯して、１６０万円及びこれに対する平成２８年３月２８日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

(5)　１審原告らは、１審被告三品に対し、連帯して、１６０万円及びこれに対する平成２８年６月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

(6)　１審原告１６４は、１審被告三品に対し、３０万円及びこれに対する平成２８年６月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

(7)　１審原告解放同盟は、１審被告宮部及び１審被告三品各自に対し、１００万円及びこれに対する令和２年８月１８日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要（略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。なお、原判決中の「別紙」を「原判決別紙」に読み替えるものとする。以下同じ。）

１　事案の要旨

(1) 本訴請求（第１事件ないし第４事件）

ア 差止請求（削除及び公表の禁止請求。前記第１の１(2)ないし(4)の各請求）

１審原告らは、１審被告らが、かつて被差別部落があったとされる地域（以下「本件地域」又は「同和地区」ともいう。）の所在を明らかにする情報（以下「本件地域情報」という。）を記載した本判決別紙２書籍目録（原判決別紙書籍目録と同じ。以下「本件書籍目録」ともいう。）記載の各著作物の出版等や、本件地域情報や１審原告らの個人情報を記載した本判決別紙３ウェブサイト目録（原判決別紙ウェブサイト目録と同じ。以下「本件ウェブサイト目録」ともいう。）記載の各記事等の公表により、１審原告解放同盟を除く１審原告らのプライバシー、名誉権及び差別されない権利が、１審原告解放同盟の名誉権、差別されない権利及び業務を円滑に行う権利がそれぞれ侵害されるおそれがあると主張して、１審被告らに対し、人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求として、①本件書籍目録記載の各著作物の出版、販売又は頒布の禁止（前記第１の１(2)の請求）、②本件ウェブサイト目録記載の各記事等の削除及び公表の禁止（前記第１の１(3)及び(4)の各請求）をそれぞれ求めている。

イ 損害賠償請求（前記第１の１(5)ないし(8)の各請求）

(ア) １審原告ら（１審原告１５、３２及び２４８を除く。）は、１審被告らが本件ウェブサイト目録記載１(4)のウェブページに「全國部落調査」の「各府県別部落調査」を活字化して現在地を追加した一覧表（本件地域一覧）を、同目録記載３(1)のウェブページに「部落解放同盟関係人物一覧」と題して１審原告解放同盟の役員等の名前、役職、住所、電話番号及び勤務先等の個人情報（本件人物一覧）をそれぞれ掲載して公表したことにより、プライバシー、名誉権及び差別されない権利が侵害されたと主張して、１審被告らに対し、民法７０９条、７１９条及び会社法５９７条に基づく損害賠償請求として、①１審原告１５及び３２を除く

第１事件原告らは、各損害金１１０万円及びこれに対する第１事件の訴状送達の日の翌日（１審被告宮部については平成２８年５月２２日、１審被告示現舎及び１審被告三品については同月２６日）から支払済みまで平成２９年法律第４４号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払（前記第１の１(6)の請求）を、②第２事件原告らは、各損害金１１０万円及びこれに対する第２事件の訴状送達の日の翌日（１審被告宮部については平成２８年６月１１日、１審被告示現舎及び１審被告三品については同月２７日）から改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払（前記第１の１(7)の請求）を、③第３事件原告らは、各損害金１１０万円及びこれに対する第３事件の訴状送達の日の翌日（平成２８年９月３日）から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払（前記第１の１(8)の請求）を、それぞれ求めている。

(イ) １審原告１５、３２及び２４８（第４事件原告）は、①上記(ア)の事由に加え、②１審被告らが１審原告１５、３２及び２４８の陳述書をインターネット上で公開したことなどにより、プライバシーや名誉権が侵害されたと主張して、１審被告らに対し、民法７０９条、７１９条及び会社法５９７条に基づく損害賠償請求として、各損害金３３０万円及びこれに対する令和元年１１月７日（令和元年１０月３１日付け請求の趣旨拡張申立書送達の日の翌日）から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払（前記第１の１(5)の請求）をそれぞれ求めている。

(2) 反訴請求（第５事件）

ア 損害賠償請求①（前記第１の２(3)の請求）

１審被告示現舎は、１審原告解放同盟、１審原告１５、３０、承継前１審原告３２、１審原告１７７及び２４８（以下、これらの１審原告を

総称して「別件申立人ら」ということがある。）がした本件書籍目録記載１の著作物に係る出版禁止仮処分命令の申立て（以下「本件仮処分申立て１」という。）により、上記著作物を販売する機会を失ったと主張して、１審原告解放同盟、１審原告１５、３０、３２、１７７及び２４８に対し、民法７０９条及び７１９条に基づく損害賠償請求として、損害金１６０万円及びこれに対する平成２８年３月２８日（上記申立てに基づく仮処分命令が発令された日）から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

イ　損害賠償請求②（前記第１の２(4)の請求）

１審被告宮部は、別件申立人らがした本件ウェブサイト目録記載１ないし３のファイル等に係る公開差止仮処分命令の申立て（以下「本件仮処分申立て２」という。）により学問の自由や人格権等を侵害されたと主張して、１審原告解放同盟、１審原告１５、３０、３２、１７７及び２４８に対し、民法７０９条及び７１９条に基づく損害賠償請求として、損害金１６０万円及びこれに対する平成２８年３月２８日（上記アの仮処分命令が発令された日）から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

ウ　損害賠償請求③（前記第１の２(5)の請求）

１審被告三品は、１審被告三品に対する本訴請求に係る訴えの提起は違法であると主張して、１審原告らに対し、民法７０９条及び７１９条に基づく損害賠償請求として、損害金１６０万円及びこれに対する平成２８年６月１日（第１事件の訴状が１審被告三品に送達された日の後の日）から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

エ　損害賠償請求④（前記第１の２(6)の請求）

１審被告三品は、１審原告１６４が講演会から１審被告三品を追い出し

たことにより業務を妨害されたと主張して、１審原告１６４に対し、民法７０９条に基づく損害賠償請求として、損害金３０万円及びこれに対する平成２８年６月１日（上記ウと同じ日）から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

オ　損害賠償請求⑤（前記第１の２(7)の請求）

１審被告宮部及び１審被告三品は、１審原告解放同盟は１審被告宮部及び１審被告三品の顔写真を掲載した文書を配布して１審被告宮部及び１審被告三品の肖像権及び名誉権を侵害し、また、関係者に対し１審被告宮部及び１審被告三品の取材に協力しないことを求めたことにより業務を妨害されたと主張して、１審原告解放同盟に対し、民法７０９条に基づく損害賠償請求として、各損害金１００万円及びこれに対する令和２年８月１８日（同年７月２０日付け反訴請求の趣旨拡張申立書が送達された日）から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

２　原審の判断等

(1)　本訴請求について

ア　主な争点に対する判断

(ア)（訴えの適法性・争点１）

１審原告ら及び１審被告らはいずれも当事者適格に欠けるものではなく、訴えの利益も認められる。

(イ)（本件地域情報に係る人格権侵害・争点２）

本件地域一覧の公表等は、１審原告解放同盟を除く１審原告らのうち、その現在の住所又は本籍が本件地域一覧に本件地域（かつて被差別部落があったとされる地域）として記載された地域に属する者との関係では、そのプライバシーを違法に侵害するものであり、その社会的評価の低下を認める余地はあるが、差別されない権利の内実は不明確であるから、

同権利を侵害されたとの１審原告らの主張は採用することができない。また、１審原告解放同盟の業務を円滑に行う権利が侵害されたとは認められない。

(ウ)（本件地域情報に係る損害賠償責任・争点３）

１審被告宮部は、本件書籍目録記載３の著作物のオークションへの出品及び本件ウェブサイト目録記載１及び２のファイル等の掲載について損害賠償責任を負うが、本件書籍目録記載１及び２の各著作物は出版されるに至っていないから、これについて損害賠償責任を負わない。また、１審被告示現舎及び１審被告三品が本件書籍目録記載３の著作物の出版等や本件ウェブサイト目録記載のファイル等の掲載に関与したことを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審被告示現舎及び１審被告三品は損害賠償責任を負わない。

(エ)（本件地域情報に係る差止めの必要性・争点４）

本件地域一覧の公表によるプライバシー侵害が認められる１審原告らが受けるおそれがある損失は事後的な回復を図ることが不可能であるから、その住所又は本籍の属する都道府県の範囲で差止めを認める必要性がある。

(オ)（本件人物一覧に係る損害賠償責任・争点５及び６）

１審原告解放同盟に所属していることや住所及び電話番号等を本件人物一覧に掲載したことはプライバシーを侵害するものであり、１審被告宮部は、本件人物一覧を掲載したことを認めるに足りる証拠はないとしても、同和地区Ｗｉｋｉの管理者として、本件人物一覧が同和地区Ｗｉｋｉに掲載されたことを認識した平成２８年３月２６日の時点でこれを削除すべきであったにもかかわらず、同年４月９日まで削除しなかったことについて損害賠償責任を負い、１審被告示現舎及び１審被告三品はこれを負わない。

(カ)（本件人物一覧に係る差止めの必要性・争点７）

本件人物一覧は既に削除されており、１審被告宮部が今後本件人物一覧を公開することが明らかに予想されるとは認められない。

イ　差止請求について

原審は、①１審被告宮部及び１審被告示現舎に対し、本件書籍目録記載１の著作物の原判決別紙１記載１の部分について、同目録記載２の著作物の同別紙記載２の部分について、それぞれ出版、販売又は頒布の禁止を求める限度で（原判決主文第１項及び第２項）、②１審被告宮部に対し、同目録記載３の著作物の同別紙記載１の部分について出版、販売又は頒布の禁止を求める限度で（同第３項）、③１審被告宮部に対し、本件ウェブサイト目録記載１(1)ないし(3)の各ファイルについて、同別紙記載３の部分の削除を求める限度で（同第４項）、④１審被告宮部に対し、同目録記載１(1)ないし(3)の各ファイルにつき、同別紙記載３の部分の公表の禁止を求める限度で（同第５項）、⑤１審被告宮部に対し、同目録記載１(4)のウェブページにつき同別紙記載１の部分及び同目録記載４の各ＰＤＦデータにつき同別紙記載２の部分の各削除を求める限度で（同第６項）、⑥１審被告宮部に対し、同目録記載１(4)のウェブページにつき同別紙記載１の部分、同目録記載４の各ＰＤＦデータにつき同別紙記載２の部分及び同目録記載２のウェブページにつき同別紙記載４の部分の各公表の禁止を求める限度で（同第７項）、それぞれ認容し、その余の部分をいずれも棄却した（同第１１項）。

ウ　損害賠償請求について

原審は、①原判決別紙原告認容金額目録記載の「原告番号」欄記載の各１審原告らが、１審被告宮部に対し、それぞれ同目録の「認容金額」欄記載の金員及びこれに対する同目録の「遅延損害金起算点」欄記載の日から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支

払を求める限度で（同第８項）、②１審原告１５が、１審被告らに対し、１万円及びこれに対する令和元年１１月７日から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で（同第９項）、③１審原告１５及び２４８が、１審被告宮部に対し、各１万円及びこれに対する令和元年１１月７日から支払済みまで改正前民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で（同第１０項）、それぞれ認容し、その余の部分をいずれも棄却した（同第１１項）。

エ　なお、原審は、承継前１審原告ら（承継前１審原告２３、２５、３２、１３６及び１６５）の差止請求に係る訴訟については、その死亡により当然に終了したと宣言した（同第１３項）。

(2)　反訴請求について

原審は、(ア)損害賠償請求①ないし③について、本件仮処分申立て１及び２並びに本訴の提起はいずれも不法行為を構成しない（争点１１ないし１３）、(イ)損害賠償請求④について、１審原告１６４の行為が不法行為を構成するまでの違法であったとはいえない（争点１４）、(ウ)損害賠償請求⑤について、写真の掲載は１審被告宮部及び１審被告三品の肖像権を侵害するものではなく、当該書面の内容について違法性は認められない（争点１５）などと判示して、１審被告らの損害賠償請求をいずれも棄却した（原判決主文第１２項）。

(3)　１審原告ら及び１審被告らは、原判決の判断を不服として控訴をし、１審原告らは自らの請求の全部認容を（前記第１の１）、１審被告らは、１審原告らの請求の全部棄却と自らの請求の全部認容を（前記第１の２）、それぞれ求めた。

３　前提事実

本件における前提事実（当事者間に争いのない事実又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）は、以下のとおり原判決を

補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第２の１に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決７頁１行目及び６行目の各「別紙２」をいずれも「本判決別紙２」に改め、同頁８行目冒頭に「(ア)」を、同行の「被告示現舎は、」の次に「平成２７年１１月１８日に設立された」をそれぞれ加え、同頁１６行目の「業務執行役員」を「業務執行社員」に改め、同頁１７行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「(イ) １審被告宮部は、平成１７年１０月に「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が成立したことがきっかけで、「鳥取ループ」を立ち上げ、鳥取県の同和事業や同和教育に関する情報を公開してきたが、行政に請求しても同和地区の場所は開示されないことから、平成２０年頃から同和地区を特定する方法を研究するようになり、鳥取県内の同和地区マップや大阪府及び滋賀県の同和地区一覧を掲載してきた。また、１審被告宮部及び１審被告三品は、平成２３年４月から「同和と在日」を、同年８月には「部落ってどこ？部落民ってだれ？」をそれぞれ発刊した。（乙１４７、４１３、１審被告宮部本人２４頁）

１審被告宮部は、平成２３年に全国部落解放協議会を設立し、また、神奈川県人権啓発センターを主宰して、ＹｏｕＴｕｂｅに神奈川県人権啓発センターのチャンネルを有し、部落探訪動画を掲載していた（甲４２８、４３５、４８９、４９３、４９４、１審被告宮部本人２８、３１頁）。」

(2) 原判決７頁１９行目の「被告宮部は、」の次に「同和地区を網羅的に調査して特定するため、２１世紀の全同和地区実態調査サイトと称して（甲９、１審被告宮部本人２６、２７頁）、」を加える。

(3) 原判決８頁１３行目の「被告宮部及び被告示現舎は、」を「１審被告宮部は、平成２７年１２月頃、大学の図書館で「全國部落調査」を発見したこと

から、これを謄写し（甲１９、１審被告宮部本人１、２頁）、」に、同頁１５行目の「原点」を「原典」にそれぞれ改める。

(4) 原判決１３頁２０行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「(5) 本件訴訟の経緯等

ア １審原告解放同盟及び１審原告１ないし２１１を含む２１２名は平成２８年４月１９日に第１事件を、１審原告２１２ないし２４４を含む３３名は同年６月１日に第２事件を、１審原告２４５ないし２４７の３名は同年８月２３日に第３事件を、１審原告２４８は平成２９年９月２５日に第４事件を、それぞれ提起した。また、１審原告１５、３２及び２４８は、令和元年１０月３１日付け請求の趣旨拡張申立書により、各損害賠償請求を拡張した。

なお、第１事件を提起した１審原告１３名及び第２事件を提起した１審原告１名は、令和３年３月１７日、訴えを取り下げた。

イ １審被告らは、平成３０年１１月２日、反訴を提起し、１審被告宮部及び１審被告三品は、令和２年７月２０日付け反訴請求の趣旨拡張申立書により、請求を拡張した。

なお、１審被告らは、令和３年３月１８日の原審第１３回口頭弁論期日において、第１事件を提起した１３名及び第２事件を提起した１名に対する反訴請求の訴えを取り下げた。」

4 争点及び争点に関する主張

(1) 本件における争点は、原判決の「事実及び理由」の第２の２に記載のとおりであり、争点に関する当事者の主張は、後記(2)の当審における１審被告らの補充主張を付加するほかは、同第２の３（原判決別紙３－１及び３－２）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における１審被告らの補充主張

ア １審原告らが証拠提出した令和元年７月２６日付け事実実験公正証書

（甲３４４）、令和４年１０月３日付け事実実験公正証書（甲４９０）及び同年１１月７日付け事実実験公正証書（甲４９１。以下、それぞれ「事実実験公正証書①」、「事実実験公正証書②」、「事実実験公正証書③」といい、これらを併せて「本件事実実験公正証書」という。）は、個人原告らが「被差別部落の出身者」であることを認定するものであり、違法なものである。

イ　本件事実実験公正証書は、中立的な立場にない公証人が作成したものであり、公証人法２２条３号に違反する。

ウ　本件事実実験公正証書の内容は、事実実験公正証書①及び②では１審原告２０１及び２４８に係る記載内容が異なっており、また、事実実験公正証書①と同②及び同③では、「被差別部落出身者」の要件が異なっているから、信用性は否定される。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所は、⑴本訴請求のうち差止請求については、１審被告宮部及び１審被告示現舎との関係において、①本件書籍目録記載１及び３の各著作物については本判決別紙４記載１の部分の限度で、同目録記載２の著作物については同別紙記載２の部分の限度で出版等の禁止する必要性が認められ、②本件ウェブサイト目録記載１⑴ないし⑶の各ファイルについては本判決別紙４記載３の部分の限度で、同目録記載１⑷のウェブページについては同別紙記載１の部分の限度で、同目録記載４の各ＰＤＦデータについては同別紙記載２の部分の限度で、それぞれ削除を命じるのが相当であり、③本件ウェブサイト目録記載１⑴ないし⑶の各ファイルについて本判決別紙４記載３の部分の限度で、同目録記載１⑷のウェブページについては同別紙記載１の部分の限度で、同目録記載４の各ＰＤＦデータについては同別紙記載２の部分の限度で、同目録記載２のウェブページについては同別紙記載４の部分の限度で、それぞれ公表を禁止する必要性が認められ、⑵本訴請求のうち損害賠償請求については、①１審被告ら

は、本件地域情報及び本件人物一覧の公表等について、本判決別紙５の「１審原告番号」欄記載の各１審原告らに対する同目録の「認容金額」欄記載の各損害金の損害賠償責任がある、②１審被告らは、１審原告１５に対し準備書面を公開したことについて、１審原告１５及び２４８に対し陳述書を公開したことについて、それぞれ損害賠償責任がある、⑶１審被告らの反訴請求に係る１審原告らの不法行為はいずれも認められないと判断する。その理由は以下のとおりである。

なお、①本訴請求に係る各訴えは適法であること（争点１）及び②承継前１審原告らの差止請求に係る訴訟が、その死亡により終了したことは、原判決の「事実及び理由」の第３の２及び１８に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決２５頁５行目の「主張するが、」の次に「上記請求（差止請求及び損害賠償請求）に係る訴えは、その内容に照らし、いずれも給付の訴えであるところ、」を、５７頁２０行目末尾の次に「また、承継前１審原告１６１についても、令和２年１２月２０日に死亡したことが記録上明らかであるから、同様である。」をそれぞれ加える。）。

２　認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認定することができる事実は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第３の１に記載のとおりであるから、これを引用する。

⑴　原判決１５頁４行目の「一部」を「族称欄」に、同頁９行目から１０行目にかけての「上記アの差別の問題（いわゆる同和問題）について」を「いわゆる同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であ

るとし、その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにあり、最近、この集団的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身であるがゆえに身分的差別の扱いを受けているとした上で、」にそれぞれ改める。

(2) 原判決１６頁２５行目の「大阪府は、」の次に「昭和６０年、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域）に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を制定し、」を、同行の「平成９年、」の次に「同条例に基づき、」を、１７頁１行目の「平成１０年、」の次に「同条例に基づき、」をそれぞれ加える。

(3) 原判決１８頁２行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「　しかし、令和３年８月、宇都宮市の行政書士が、身辺調査を受任した探偵の依頼により、該当者の戸籍謄本を取得し、これを探偵に渡したことから、戸籍法違反の容疑で逮捕され、略式命令を受けた。」

(4) 原判決１８頁３行目の「甲１３」を「甲１３、４６８」に改め、同行末尾の次に改行して次のとおり加える。

「キ　政府は、同和対策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法（昭和５７年法律第１６号）及び地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和６２年法律第２２号）のいわゆる同和三法により、昭和４４年から平成１４年にかけて、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）における「経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与す

ること」を目的として、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等に関する事業を実施したところ、その結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進されるなど、同和問題に関する状況が大きく変化したこと等を踏まえ、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は、平成１４年３月をもって終了し、その後の同和問題への対応は、一般対策の中で必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととした。

平成１２年に施行された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成１２年法律第１４７号。以下「人権教育啓発推進法」という。）は、人権教育及び人権啓発について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、また、同法７条において、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画の策定が国の責務としたことから、平成１４年３月に人権教育・啓発に関する基本計画（平成１４年３月１５日閣議決定、平成２３年４月１日一部変更。以下「基本計画」という。）が策定され、基本計画では、同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいるが、地域により程度の差はあるものの、依然として根深く存在していることから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象がみられるとし、政府が同和問題の解決を図るための人権教育・啓発の取組を行うことなどが指摘された。（甲３７５）」

(5) 原判決１８頁４行目冒頭の「キ」を「ク」に、同頁１４行目の「電子掲示板の」から２０行目末尾までを「多くのインターネット関連事業者が加入している一般社団電気通信事業者協会、一般社団テレコムサービス協会、一般社団日本インターネットプロバイダー協会、一般社団日本ケーブルテレビ連盟の通信関連４団体が、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自ら提供するサービスの契約約款として採用することを目的に策

定した「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」は、契約者の禁止事項として「他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」を定め、その具体的な例として「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為」がこれに該当するとし、当該情報の削除等をすることができる旨を定めることとしている。」に、同頁２２行目冒頭の「ク」を「ケ」にそれぞれ改め、１９頁１行目の「にかかわらず」の次に「、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、」を加える。

(6) 原判決１９頁１５行目の冒頭に「(ア)」を、同頁１６行目の「によれば、」の次に「「部落差別」とは「同和問題に関する差別」、すわなち「同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られてきた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対され、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題である」と理解した上で、」をそれぞれ加え、２０頁６行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「(イ) 調査の結果、①法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談等の件数及び地方公共団体等が取り扱った部落差別に関する相談等の件数をみると、部落差別の事案に関し、全体としては顕著な件数の増減の傾向は認められないが、その内訳をみると、インターネット上で行われた部落差別の事案の割合が増加傾向にあること、②今日、現に発生している部落差別の事案の主たるものは、結婚・交際に関するもの、特定の者に対する表現行為、特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む。）に大別され、特定の者に対する表現行為及び特定の者を対象としない表現行為についてはインターネット上で行われるものが増加傾向に

あること、③部落差別が不当な差別であると知っている者でも、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気にすると答えた者が１５．７％に上るなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性があること、④インターネット上の部落差別の実態に係る調査からは、部落調査に関連する情報をインターネット上で閲覧した者の少なくとも一部には差別的な動機がうかがわれるほか、必ずしも差別的な動機ではなく一般的な興味・関心で閲覧した大部分の者についても、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとはいえないこと、⑤国民の多くが、部落差別は不当な差別であると認識していることは、これまで関係機関が行ってきた教育・啓発が一定の効果を上げていることを示すものであるが、部落差別の事案が比較的多く発生している地域等において、教育・啓発に対して消極的な意識を持つ者が比較的多いことにも留意が必要であること、⑥識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は、インターネット上においても、深刻な人権侵害の類型の一つであると言えるところ、法務省の人権擁護機関では、従前からインターネット上の人権侵害情報に関してプロバイダ等に対して削除要請を行うなどしており、特に識別情報の摘示の事案については、平成３０年１２月２７日付け法務省人権擁護局調査救済課長依命通知により、その目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものであるとの考え方の下、より積極的な運用を行っており、インターネット上の人権侵害情報に適切に対応するためには、法務省の人権擁護機関がこのような取組を継続することに加え、関係省庁において、通信事業者等との間でインターネット上の人権侵害の実情について情報の共有と意見交換を密にするとと

もに、多くの相談を受けている地方公共団体との間でもこれらの結果を共有し、地方公共団体自身による適切な対応を促すことも重要であることが指摘された。」

(7) 原判決２０頁１７行目の「回答であった。」を「回答であり、また、同和地区の住宅物件に対する忌避意識については、回答者数３６７５人のうち、４３．４％の人が「同和地区にある物件は避けると思う」と回答した（甲３６２〔７７、７８頁〕）。また、大阪府が平成２６年９月１２日から同年１０月３１日までの間、ホームページにより、「差別と思われる事例」を募集したところ、寄せられた事例の件数は８０２件であり、事業者等に関する事例９７件のうち同和問題に関する事例が３８件、差別表現等の事例４８３件のうち同和問題に関する事例が３６７件、婚姻に関する事例９３件のうち同和問題に関する事例が８４件であった（甲４０）。」に改める。

(8) 原判決２１頁１３行目の「平成２８年２月２２日、」を「平成２８年２月１５日、東京法務局において、同和地区Ｗｉｋｉに関し、同和地区名を公開する目的、同和地区Ｗｉｋｉの編集等を行っているか、今後も同和地区一覧を掲載するかなどについて聴取された際、同和地区Ｗｉｋｉを編集する不特定多数の者の一人にすぎない、今後も同和地区一覧を掲載するなどと答え、同月２２日、」に改める。

(9) 原判決２３頁２０行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「オ　１審被告宮部は、平成２８年３月３１日、本件仮処分申立て１に係る横浜地方裁判所の決定を受けたことから、同決定に抵触しないようにするため、全国部落解放協議会の会員の間で「全國部落調査」を共有する形式にして本件書籍目録記載３の著作物の発行を企図し、同年４月から、インターネット上で全国部落解放協議会への加入者を募集した（甲６０ないし６７、１審被告宮部本人１９、２９、３０頁）。

カ　なお、平成３１年１月、オンラインフリーマーケットサイトにおいて、

「復刻　全国部落調査」３冊が出品された（甲４８５）。」

⑽　原判決２５頁２行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「⑸　動画投稿サイトＹｏｕＴｕｂｅを運営するグーグル社は、令和４年１１月３０日、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」との理由で、１審被告宮部が運営するＹｏｕＴｕｂｅチャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた合計２２４本の動画を削除した。なお、この動画は、１審被告宮部が、１審被告示現舎のウェブサイトに掲載してきた「部落探訪」と同内容のものである。その後、１審被告宮部は新たに動画サイトを設立した。（甲３５７、４５９、４９２、４９５）」

３　１審原告らの本件地域情報に関する請求について（争点２ないし４）

⑴　人格権侵害の有無（争点２）について

ア　本件地域情報の公表（本件地域一覧の公表を含む。）等による１審原告らの人格権侵害の有無についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決２５頁１８行目から３１頁２１行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ　原判決２５頁１８行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に改め、同頁２２行目から３１頁５行目までを次のとおり改める。

「⑴　個人原告らについて

ア　人格権に基づく法的救済

(ア)　部落差別は、我が国の封建社会で形成された身分差別により、経済的、社会的、文化的に不合理な扱いを受け、一定の地域に居住することが余儀なくされたことに起因して、本件地域の出身であることなどを理由に結婚や就職を含む様々な日常生活の場面において不利益な扱いを受けることである。上記のような部落差別は、差別される者の人間としての尊厳を否定するものに等しく、

許容することができないものであることはいうまでもないところ、明治４年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなり、同和対策事業特別措置法等により経済的な面における差別は改善されたといえるとしても、本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が依然として存在していることは、①昭和４０年に同和対策審議会が同和問題の解決を国の責務であり国民的課題とし、平成１２年に施行された人権教育啓発推進法に基づく基本計画において同和問題に関する国民の差別意識が根深く存在していることを指摘して、これまでも同和問題の解決に向けた様々な取組が行われてきたにもかかわらず、平成２８年に「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」として、部落差別の解消の推進に関する法律が制定され（認定事実(1)イ、キ及びク）、②大阪府が平成１７年に実施した意識調査において、多くの者が「同和地区にある物件は避けると思う」と回答し（同(2)イ）、③同法に基づき法務省人権擁護局が行った実態調査においても、「結婚相手や交際相手が旧同和地区の出身者であるか否か気になるか」との質問に対し、１５．７％の者が「気になる」と回答したこと（同(2)イ）、④これまで戸籍謄本等の不正取得が繰り返され、平成２０年に戸籍法が改正されて第三者による戸籍謄本等の交付請求が制限されたものの、依然として身元調査を目的とした戸籍謄本の不正取得が絶えないこと（同(1)カ）などに照らし、明らかである。

(イ) 憲法１３条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法１４条１項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、そ

の趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。

そして、本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い（差別）を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかであるが、これに加えて、①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治４年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのお

それに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。

(ウ) 本件地域の所在に関する情報である本件地域情報は、これのみをもって又はときに他の情報と相まって、本件地域の出身等であることを推知させる情報となるものである。したがって、本件地域情報の公表により本件地域の出身等を理由に不当な扱い（差別）を受けるおそれがある者は、上記の人格的な利益に基づき、本件地域情報の公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。

イ 本件において法的救済を求めることができる者の範囲

(ア) 一方で、本件地域情報が公表されることによって誰もが当然に上記の人格的な利益が侵害されるものではなく、上記の人格的な利益に基づき法的救済を受けることができる者は、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を受け又はそのおそれがある者である。

そして、上記の不当な扱い（差別）又はそのおそれは、必ずしも本件地域の出身であるという客観的な事実に基づくものではなく、むしろ偏見や差別意識といった人々の心理、主観に起因するものである上、居住移転の自由が保障されている今日においては、本件地域を離れて生活している者も少なくない一方、戸籍謄本等によって取得できる情報は現在の本籍、住所に限られるものではなく、これを手がかりに過去及び親族の本籍や住所を探索することも不可能ではないことなどに照らすと、本件地域の出身でなく

ても、本件地域での居住や本件地域に系譜を有すること等によっても生じ得るものである。そうすると、現に本件地域に住所又は本籍を有する場合はもとより、過去においてこれらを有していた場合、両親や祖父母といった親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた場合においても、不当な扱い（差別）を受け又はそのおそれがあるものと判断するのが相当であるから、①本件地域に現に住所又は本籍を有する者、②過去において本件地域に住所又は本籍を有していた者及び③親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた者は、上記の人格的な利益に基づく法的救済を受けることができるというべきである。

もっとも、上記①ないし③に該当する者であっても、自ら積極的に本件地域の出身等であることを明らかにしているといえる者については、本件地域情報の公表により、直ちにその人格的な利益が侵害されるとまでは認め難く、また、親族については、その範囲は幅広いものであるから、上記③に該当するか否かは関係する諸事情に照らし個別的に判断するのが相当である。

(イ) なお、１審原告解放同盟は部落住民及び部落出身者で構成される団体とされているところ（甲１）、個人原告らが１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られており、または自らこれをインターネット上で公開しているとしても、このことをもって直ちに個人原告らが自ら積極的に本件地域の出身等であることを明らかにしているとまではいえないから、上記の人格的な利益の侵害が否定されるものではない。

ウ　プライバシー権及び名誉権について

１審原告らは、本件地域情報の公表はプライバシー権や名誉権の侵

害である旨を主張する。しかしながら、本件地域情報は１審原告ら各自の固有の情報ではないから、本来的にはプライバシーに該当するものではなく、仮にこれがプライバシーとして保護されるとすれば、本件地域情報が公表されることによって直ちに本件地域の出身等であることが推知されることになる場合に限定され、具体的には現に本件地域に居住する場合（上記①に該当する場合）がこれに該当するものと考えられ、また、仮に社会的信用として保護されるとすれば、プライバシーと同様に上記の場合に限られることになるものと考えられる。そうすると、仮に本件地域情報の公表によりプライバシー権又は名誉権が侵害されることがあるとしても、これは上記の人格的な利益が侵害される場合と重複するものと認められ、プライバシー権及び名誉権はいずれも人格権に基づくものであるから、これらの権利利益は上記の人格的な利益において考慮するのが相当である（以下、上記の人格的な利益、プライバシー権及び名誉権を総称して「法的利益」ということがある。）。

エ　１審被告らの主張について

(ア)　１審被告らは、①本件地域情報はこれまでも公表されており、同和事業で建設された施設（隣保館）が同和地区の目印となっている、②「全國部落調査」において被差別部落とされた地域の中には、同和問題が解決された地域もある、③本件地域情報を公表しないことは、かえって部落差別を助長することになる旨を主張して、１審原告らの人格権侵害を否定する。

(イ)　上記(ア)①については、確かに、昭和３７年及び昭和３８年に同和対策審議会が同和地区精密調査報告書（乙２３６）を、昭和４３年に内閣総理大臣官房審議室が全国同和地区実態調査結果（乙２３７）を、昭和５０年に内閣総理大臣官房同和対策室が同和地区精密調査

報告書（乙２３８）をそれぞれ作成しているほか、平成１５年に大阪市人権協会が発行した「５０年のあゆみ」を含め、これまでにも各地で同和地区に関する調査報告書が作成されており（乙７ないし１８、２０）、また、隣保館は同和地区に設置され、昭和４６年には全国隣保館連絡協議会が結成されるに至っている（乙１９、２１ないし２３、７９）。

しかしながら、上記の同和地区精密調査報告書及び全国同和地区実態調査結果の作成年度、作成目的、記載内容及び昭和５０年頃に販売されていることが確認された本件地域情報が記載された部落地名総鑑は平成元年７月頃までに回収されて焼却処分とされていることなどに照らすと、今日、これらの存在は一般に広く知られているものとは認め難い。そして、本件地域一覧は、「全國部落調査」を基に作成されたものであるが、「全國部落調査」は昭和１１年に融和事業の積極的計画化のための非公開の内部資料として作成されたものであったこと（前提事実(3)ア）からすれば、本件地域一覧の公表は「全國部落調査」の作成目的や趣旨に反するものである上、本件地域一覧は、全国の各地域をその個性にかかわらず、一律に同和地区として位置づけ、網羅的かつ一覧的に掲記するものであり、限定された地域に関する上記の報告書等とも趣旨、目的を異にするものである。また、一般的に、地域住民以外の者は隣保館が存在している場所を知るものではない上、今日において、その設置経緯等を知る者は必ずしも多くはなく、隣保館の意義・役割等も、社会状況等に照らし、設置当初から変容している面があるとも考えられる。上記の事情に鑑みると、上記(ア)①の主張を踏まえるも、今日、本件地域情報は一般に広く知られているとは認められず、前記の法的救済の必要性が否定されるものではない。

(ウ) 上記(ア)②について、「全國部落調査」に記載されている本件地域の現況は地域によって異なるものであり、かつて被差別部落とされた地域の中には生活環境等が改善された地域もあるとしても、前示のとおり、本件地域の出身等を理由とする心理面における偏見や差別意識は解消されるに至っていないことなどに照らすと、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を受けるおそれがないということはできない。

(エ) 上記(ア)③について、本件地域の出身等を理由とする心理面における偏見や差別意識は解消されるに至っておらず、インターネットの普及により、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことに照らすと、本件地域情報が公表され流通することにより、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を招来し、助長するおそれがあることは明らかであり、本件地域情報が公表されることによって、これが解決される具体的な根拠、見通しがあることを基礎付ける証拠もない。

(オ) 以上によれば、１審被告らの上記(ア)の主張により、前記の認定判断が左右されるものではない。

オ 小括

以上を前提に、本件地域情報の公表による個人原告らの人格的な利益の侵害の有無を個別に検討するに、その判断内容は本判決別紙６の各「２ 判断」(1)記載のとおりである（以下、侵害が認められる個人原告らを「本件認容原告ら①」ともいう。）。」

ウ 原判決３１頁６行目を「(2) １審原告解放同盟について」に、同頁７行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に、同頁１４行目の「上記①については、」から１９行目の「そして、」までを「１審原告解放同盟の行う業務が、公的団体の事業とその目的や方針において一

致しているからといって、当該業務が公的な業務となるものではなく、公的団体の事業と同様に保護されるべきものということはできない上、上記①については、本件地域情報の公表によって、それまでの１審原告解放同盟の活動の成果が減殺されることがあるとしても、このことによって直ちに１審原告解放同盟の権利利益が侵害されるものではなく、また、上記②については、本件地域情報の公表に対応することは、１審原告解放同盟のその目的に即した本来的な業務の遂行ともいうことができ、業務量が増加したとしても、実際に円滑な業務の遂行が妨害されたことを具体的に認めるに足りる的確な証拠はない。また、」にそれぞれ改める。

(2)　１審被告らの損害賠償責任の有無について（争点３）

ア　本件地域情報の公表に係る１審被告らの損害賠償責任の有無についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決３１頁２３行目から３３頁１５行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ　原判決３１頁２４行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に改め、同頁２５行目の「プライバシー」の次に「、名誉権及び差別されない権利」を加え、３２頁１行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に、同行から２行目にかけての「プライバシー」を「人格的な利益」に、同頁３行目の「平成２８年２月２２日、」を「平成２８年２月１５日、東京法務局において、本件地域一覧に関する事情聴取を受け、同月２２日、」に、同頁１３行目の「以上に加えて、」から１７行目の「被告宮部は、」までを「このほか、本件地域一覧の「全國部落調査」は非公開の資料として作成されたものであり、およそ部落差別が解消されたとはいい難い状況にあったことを考慮すると、１審被告宮部は、東京法務局人権擁護部から聴取を受けた同年２月１５日には、本件地域情報の公表が他者の利益を侵害するおそれがあることを認識することができたものと認められ、１審被告宮部の個人的な見解によって、

これが否定されるものではない。そうすると、インターネット上で本件地域一覧が公表されると、その拡散を防ぐことが困難であることを承知していた１審被告宮部は、」に、同頁２２行目の「同年３月末より前に」を「それ以前に」に、同頁２３行目から２４行目にかけての「同月末以降」を「その後」にそれぞれ改め、同頁２５行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「　そして、①１審被告宮部は１審被告示現舎の代表社員であり、本件書籍目録記載の各著作物はいずれも１審被告示現舎が編者又は発行所となっていたこと、②１審被告宮部は、１審被告示現舎のホームページに、「全國部落調査」を発見し、これを電子化したデータを同和地区Ｗｉｋｉに掲載した旨を発信していたこと（認定事実⑶ア）、③１審被告示現舎は、本件仮処分申立て１により、本件書籍目録記載１の著作物（全国部落調査）を販売する機会を失ったとして、反訴請求を提起していること、④１審被告宮部が１審被告示現舎の代表社員という立場を離れて個人としての立場で行ったことを認めるに足りる的確な証拠はないことなどを考慮すると、上記の１審被告宮部の不法行為は１審被告宮部及び１審被告示現舎が一体となって行ったものと認めるのが相当であり、１審被告示現舎も１審被告宮部とともに損害賠償責任を負うというべきである。

また、１審被告三品は、１審被告示現舎の業務執行社員であった上、１審被告宮部から「全国部落調査」の出版を準備していることを聞いており、１審被告示現舎がこれを出版するものと認識していたこと（１審被告三品本人６頁）や、本件地域情報の公表がもたらす結果の重大性等に鑑みると、１審被告三品は、その任務を懈怠したものとして、会社法５９７条に基づく責任を負うというべきである。

したがって、１審被告らの損害賠償責任が認められる。」

ウ　原判決３３頁７行目から１５行目までを削る。

(3)　本件地域情報に係る差止めの必要性について（争点４）

ア　本件地域情報の公表の禁止等の必要性についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決３３頁１７行目から３６頁１５行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ　原判決３３頁２６行目の「本件地域一覧の公開」から３４頁２行目の「あって、」までを「前示のとおり、本件地域情報の公表は本件認容原告ら①の法的利益を侵害するものである上、これまでにおいても、本件地域情報が記載された「部落地名総鑑」が企業等に販売され（認定事実(1)ウ）、平成１２年に人権教育啓発推進法が、平成２８年に部落差別の解消の推進に関する法律がそれぞれ施行された後においても、興信所等の依頼を受けた行政書士による住民票等の不正取得が繰り返されており（同(1)カ）、インターネットの普及により情報の流通を制限することは容易でないことなどに照らすと、」に、同頁６行目の「というべきである。」を「というべきであり、侵害行為の対象となった個人原告らの社会的地位に照らしても、個人原告らがこれを受忍すべきものではない。」にそれぞれ改める。

ウ　原判決３４頁７行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に、同頁１１行目の「上記①については」から１５行目の「とはいえない」までを「上記①については、本件地域情報の公表が禁止されることによって、１審被告らによる同和地区に関する調査・研究が禁止されるものではない上、その調査・研究の結果の発表は、必ずしも具体的な同和地区を特定、指摘しなければ不可能なものではなく、該当地区を匿名にすることによっても可能である。」に、同頁１８行目の「また、」を「したがって、１審被告らが上記主張する不利益と、本件地域情報の公表が禁止されることによって保護される本件認容原告ら①の利益を比較衡量するも、後者が前

者を凌駕することは明らかであるから、公表の禁止という制約を受けることになってもやむを得ないというべきである。」に、同行の「本件地域一覧」を「本件地域情報」にそれぞれ改め、同頁２０行目から２１行目にかけての「よって、被告らの主張はいずれも採用できない。」を削り、同頁２２行目から３５頁１９行目までを次のとおり改める。

「(3)　認定事実(1)及び(5)のとおり、我が国においては、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を解消するために、立法府や行政府による削除要請を含めた様々な対策が講じられてきた上、今日、インターネット上での部落差別に関連する情報の掲載が増加傾向にあり、これを閲覧する者は必ずしも差別的な動機を有する者に限られず、新たな差別意識が植え付けられる可能性が指摘され、民間のインターネット関係団体においても、特定の地域が同和地区であることを示す情報をインターネット上に流通させる行為は他者への不当な差別を助長する行為として利用者の禁止事項に当たり、当該情報を削除することができる旨を契約約款に定めることとし、現にこれを削除するなどの措置を講じているところ（認定事実(1)ク、(2)ア及び(5)）、１審被告宮部は、①平成２８年３月２５日、ツイッターに「実のところ、仮処分命令が出ても実害はないんですよ。表題を変えて別の名目で出版するとか、示現舎ではなく個人の立場でやるとか、いくらでも回避方法はあります。」と投稿し（甲４０３）、②現に、１審被告示現舎が同月２８日に本件仮処分申立て１に係る仮処分決定を受けたにもかかわらず、本件書籍目録記載３の出版物をインターネット上のオークションサイトに出品するとともに、本件書籍目録記載３の著作物の出版を企図したばかりか（認定事実(3)ウ及びオ、１審被告宮部本人１９、２０頁）、③東京法務局長から説示を受けたものの、これに従う意思はなく（１審被告宮部本人３４頁）、④同年１０月１７日、ツイッターに「全国

部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。」と投稿していたこと（甲４２）などに照らすと、本件書籍目録記載の各著作物の出版等によって不当な扱い（差別）を受ける又はそのおそれがあり平穏な生活を侵害される人が生じることについて顧みることなく、上記出版等による本件地域情報の公表について強い意欲を有していることは明らかである。したがって、本件地域情報を記載した本件書籍目録記載の各著作物のうち本件認容原告ら①の法的利益を侵害する部分については、１審被告宮部に対し削除や公表を禁止する必要性が認められる。

そして、上記の削除や公表の禁止の対象とする部分の前後の記載から当該部分の内容が推知されるとなると当該目的を達することはできず、その推知は他の情報と相まって必ずしも困難を伴うものとはいえない上、本件地域情報が公表されることによって生じ得る不利益の甚大さ、深刻さなどに照らすと、当該目的を達成するためには対象となる本件地域が属する市町村の範囲での削除や公表の禁止では十分であるとまではいい難いから、これが属する都道府県の範囲で削除や公表の禁止を認めるのが相当である。これに対し、１審原告らは本件地域情報全体の削除や公表の禁止を求めるが、個人の人格的な利益に基づく請求である以上、上記の範囲を超えてこれを認めることはできない。

そうすると、個人原告らについて削除や公表の禁止が認められる範囲は本判決別紙６の各「２　判断」(1)記載のとおりであり、これを総合すると、本件書籍目録記載１及び３の各著作物については本判決別紙４記載１のとおりであり、同目録記載２の著作物については本判決別紙４記載２のとおりとなる。

(4)　本件書籍目録記載の各著作物の出版等については１審被告宮部のみならず、１審被告示現舎も編者ないし発行所として関与しており、１

審被告宮部は１審被告示現舎の代表社員であることに照らすと、上記出版等は１審被告宮部と１審被告示現舎が一体となって行うものと認めるのが相当であるから、１審被告宮部のみならず、１審被告示現舎との関係においても、差止めの必要性が肯認される。

他方、１審被告三品については、上記出版等の主体となることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審被告三品に対する関係においては、差止めの必要性は認められない。」

エ　原判決３５頁２０行目の「(4)」を「(5)」に、同頁２２行目の「プライバシー」を「人格的な利益」にそれぞれ改め、同頁２６行目から３６頁１５行目末尾までを次のとおり改める。

「　そして、前提事実(4)のとおり、１審被告宮部は本件ウェブサイト目録記載１、２及び４のファイル等を掲載したところ、これらは１審被告宮部及び１審被告示現舎が出版等を予定していた「全國部落調査」に基づく情報を内容とするものであることなどに照らすと、上記の掲載は１審被告宮部及び１審被告示現舎が一体となって行ったものと認めるのが相当である。他方、１審被告三品がこれらを掲載し又は掲載するおそれがあることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審被告三品との関係においては、削除や公表の禁止を認める必要性があるとまでは認められない。

したがって、本件ウェブサイト目録のファイル等に係る削除や公表の禁止の必要性は、１審被告宮部及び１審被告示現舎に対する関係において、個人原告らの人格的な利益を侵害する部分で認められ、これを総合すると、本件ウェブサイト目録記載１(1)ないし(3)の各ファイルについては本判決別紙４記載３の部分、同目録記載１(4)のウェブページについては同別紙記載１の部分、同目録記載２のウェブページについては同別紙記載４の部分、同目録記載４の各ＰＤＦデータについては同別紙記載２

の部分となる。

なお、本件ウェブサイト目録記載１のウェブページについては、個人原告らの人格的な利益を侵害する本件地域情報の記載の有無は明らかでないから、上記の必要性は認められない。また、本件ウェブサイト目録記載２のウェブサイトについては、既に削除されているから（前提事実⑵）、公表の禁止の限度でその必要性が認められる。」

４　１審原告らの本件人物一覧に関する請求について（争点５ないし７）

⑴　人格権侵害の有無（争点５）について

本件人物一覧の公表による人格権侵害の有無についての判断は、原判決の「事実及び理由」の第３の６に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決３６頁１８行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に改め、同頁２２行目から４２頁１０行目までを次のとおり改める。

「⑴　個人原告らについて

ア　本件人物一覧は、①１審原告解放同盟の中央本部や各都道府県連合会の役員等の名前及び役職、②住所及び電話番号、③勤務先及び所属する私的団体の名称、④生年月日及び⑤フェイスブック（インターネットを利用して投稿による情報発信やメッセージ交換等を行うことができる情報ネットワーク）のＵＲＬが掲載されている。

これらの情報はいずれも個人のプライバシーに属する情報である上、部落差別の解消を目的に活動する団体は１審原告解放同盟に限定されるものではなく、１審原告解放同盟は上記活動を行っているとしても、加盟員に関する情報は必ずしも公共の利害に関するものではないし、加盟員が公表されることを甘受すべき合理的な理由も見受けられず、自己が欲しない他者にはみだりに知られたくないとの期待は保護されるべきである以上、本件人物一覧に記載されている個人原告らは、既に１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られている、

または、これを自ら積極的にインターネット上に公開しているといった事情が認められる場合を除き、本件人物一覧の公表により、プライバシー権が違法に侵害されたものと認められる（上記⑤のフェイスブックのＵＲＬは、自ら実名を付してインターネット上に公開しているものであるとしても、このことをもって直ちに上記の認定判断が左右されるものではない。）。

また、本件人物一覧に記載された住所及び電話番号については、その内容、性質に照らし、上記の事情が認められる場合であっても、これを自ら公表しているときを除き、その限度でプライバシー権を侵害するものと認めるのが相当である。ただし、住所及び電話番号の記載内容が誤ったものであるときは、他の事情からこれを特定することができる場合を除き、プライバシー権を侵害するものではない。

イ　なお、本件人物一覧に地方議会の議員である旨が記載されている個人原告らもいるところ、議員は公職であることなどに照らすと、上記記載は個人原告らのプライバシー権を違法に侵害するものとまでは認められない。

ウ　１審原告らは、本件人物一覧の公表によって、名誉権及び差別されない権利も侵害された旨を主張するところ、１審原告解放同盟に加盟している事実によって、直ちに加盟者の社会的信用、評価が低下し、その平穏な生活が侵害されるとまでは認められず、他にこれらを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告らの上記主張は採用することができない。

エ　以上に基づき、本件人物一覧の公表による個人原告らのプライバシー権の侵害の有無について判断するに、その判断内容は本判決別紙６の各「２　判断」⑵記載のとおりである（以下、プライバシー権が違法に侵害された個人原告らを「本件認容原告ら②」ともいう。）。

(2)　１審原告解放同盟について

１審原告らは、本件人物一覧の公表により１審原告解放同盟の業務が妨害される旨を主張するが、上記公表により加盟員のプライバシー権が侵害されるとしても、これによって直ちに１審原告解放同盟の業務に支障が生じるとまでは認められず、１審原告解放同盟の加盟員の中にはこれに加盟していることが周知され又は自ら公表している者もおり、本件人物一覧の公表により１審原告解放同盟の業務が妨害されたことを基礎付ける具体的な事実を認めるに足りる的確な証拠もないことに鑑みると、本件人物一覧の公表により１審原告解放同盟の業務が妨害される旨の１審原告らの上記主張は採用することができない。」

(2)　損害賠償責任の有無について（争点６）

ア　本件人物一覧の公表に係る１審被告らの損害賠償責任についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第３の７に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ　原判決４２頁２０行目の「しかし、」を「しかしながら、本件人物一覧は平成２８年３月上旬頃に同和地区Ｗｉｋｉに掲載されたものであるが（前提事実(4)エ）、１審被告らは１審被告宮部が掲載した事実を否認している上、」に、４３頁４行目の「からすれば、」から６行目末尾までを「によれば、１審被告宮部が本件人物一覧を掲載したとは認められず、１審被告示現舎及び１審被告三品についても同様である。」にそれぞれ改める。

ウ　原判決４４頁５行目の「これに」から６行目末尾までを「第三者の権利利益を侵害することが明らかな記事が掲載されたことを認識することができた場合には速やかに当該記事を削除すべき注意義務を負っていたものと判断するのが相当である。そして、１審被告宮部は、遅くとも平成２８年３月２６日までに、本件人物一覧が同和地区Ｗｉｋｉに掲載されていることを認識したから（弁論の全趣旨）、これにより第三者の権利利

益を侵害することが明らかな記事が掲載されたことを認識することができたものである。」に、同頁９行目の「しかし、」から１４行目の「であるから、」までを「しかしながら、前示のとおり、本件人物一覧のウェブサイト上での掲載は、これに記載されている者のプライバシー権を侵害するものであり、このことは明らかであるから、」にそれぞれ改め、同頁１８行目の「したがって、」から２２行目末尾までを改行して次のとおり改める。

「　したがって、１審被告宮部は、遅くとも本件人物一覧が同和地区Ｗｉｋｉに掲載されていることを認識することができた平成２８年３月２６日には、これを速やかに削除すべきであったにもかかわらず、同年４月９日までこれを削除しなかったのであるから（前提事実(4)エ）、この点について１審被告宮部は不法行為に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

　また、同和地区Ｗｉｋｉの管理人は１審被告宮部であるが、１審被告宮部は、１審被告示現舎の代表社員であり、「全国部落調査」等の出版を１審被告示現舎と一体となって進めてきたことなどに照らすと、同和地区Ｗｉｋｉの管理も１審被告示現舎と一体となって行っていたものと認めるのが相当である。したがって、１審被告示現舎も１審被告宮部と同様に損害賠償責任を負うものであり、本件人物一覧の記載内容に照らし、１審被告三品は、１審被告示現舎の業務執行社員としての任務を懈怠したものと認められるから、会社法５９７条に基づく責任を負うことになる。」

(3)　差止めの必要性について（争点７）

ア　本件人物一覧の公表の禁止等の必要性についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第３の８に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ　原判決４５頁５行目及び１１行目の各「同和Ｗｉｋｉ」をいずれも「同和地区Ｗｉｋｉ」に、同頁１２行目の「認められず」から１５行目の「証拠もない。」までを「認められず、上記のとおり、同和地区Ｗｉｋｉに掲載された本件人物一覧は平成２８年４月９日に削除されており、その後、再びこれが１審被告宮部によって掲載された事実を認めるに足りる証拠はないことに照らすと、少なくとも現時点において、１審被告宮部が本件人物一覧を公開する蓋然性があるとまでは認められず、他にこれを基礎付ける事情を認めるに足りる的確な証拠もない。また、１審被告示現舎及び１審被告三品についても同様である。」にそれぞれ改める。

５　１審原告らの本件地域情報及び本件人物一覧の公表に係る損害について（争点８）

(1)　本件地域情報の公表による個人原告らの損害についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第３の９に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2)　原判決４５頁２０行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に、同頁２２行目の「公開」を「公表」に、同頁２３行目の「別紙２の各「２　判断」(3)記載のとおりである」を「本判決別紙６の各「２　判断」(2)記載のとおりである」にそれぞれ改める。

(3)　原判決４５頁２４行目から４６頁２行目までを次のとおり改める。

「　なお、１審被告らが主張するとおり、本件地域情報の公表によって１審原告らに具体的な損害が生じたことを認めるに足りる的確な証拠はないとしても、前示のとおり、本件地域情報の公表は平穏な生活を侵害するものであり、本件事案の内容等に照らせば、本件書籍目録記載３の著作物のオークションサイトへの出品や本件ウェブサイト目録記載のファイル等の掲載等によって、個人原告らが慰謝されるべき精神的苦痛を受けたことが否定されるものではなく、本件地域情報及び本件人物一覧の内容を含む本件

に現れた諸般の事情を総合考慮すると、本判決別紙６の各「２　判断」(2)記載の慰謝料は相当なものである。」

6　１審原告らのその余の損害賠償請求について（争点９）

(1)　１審原告らのその余の損害賠償請求についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第３の１０に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2)　原判決４６頁１０行目の「原告１５「は」を「「１審原告１５は」に、同頁２２行目の「当裁判所」、同頁２３行目の「本件訴訟の」、４７頁１行目の「当裁判所」、同頁２行目及び１５行目の各「本件」をいずれも「原審」に、同頁２０行目の「令和元年１０月２８日頃」を「令和元年１０月１８日」にそれぞれ改め、同頁２１行目の「甲４４１、」の次に「乙５６１、」を加える。

(3)　原判決４８頁８行目の「本件訴訟の」を「原審」に改め、４９頁１０行目の「別紙２のとおり、」を削り、同頁２０行目末尾の次に「そして、上記陳述書は、１審被告示現舎を債務者とする本件仮処分申立て１に係る仮処分命令申立事件において提出されたものであるから、上記陳述書をインターネット上で公開した行為は１審被告宮部及び１審被告示現舎が一体となって行ったものと認めるのが相当であり、１審被告三品は１審被告示現舎の業務執行社員としての任務を懈怠したものと認められるから、１審被告らは１審原告１５の陳述書をインターネット上に公開したことについて、損害賠償責任を負うことになる。」を、５０頁９行目末尾の次に「また、上記アで述べたところを踏まえると、１審被告宮部のみならず、１審被告示現舎及び１審被告三品も損害賠償責任を負うものと認められる。」をそれぞれ加え、５０頁２３行目の「当裁判所」を「原審」に、５１頁１４行目の「被告宮部」を「１審被告宮部及び１審被告示現舎」にそれぞれ改める。

7　反訴請求について

(1)　反訴請求についての判断（争点１０ないし１５）は、以下のとおり原判決

を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第３の１１ないし１７に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決５３頁１５行目の「この点はおき、」の次に「本件仮処分申立て１は、別件申立人らが、人格権や業務を円滑に行う権利に基づき、「全国部落調査」の出版の禁止等を求めるものであること（乙１）に照らすと、当該申立て自体が不合理なものとは認められない上、」を加え、同頁２３行目の「前記３説示のとおり」を「前示のとおり」に改める。

(3) 原判決５４頁４行目の「この点はおき、」を「この点はおいても、本件仮処分申立て２は、別件申立人らが、人格権や業務を円滑に行う権利に基づき、「全國部落調査」等のウェブサイトへの掲載の禁止等を求めるものであること（乙２３５）に照らすと、当該申立て自体が不合理なものとは認められない上、」に、同頁１０行目の「前記３」から１１行目の「とおり」までを「前示のとおり」にそれぞれ改める。

(4) 原判決５４頁２４行目の「前記４(3)」から５５頁６行目の「というべきであり、」までを「前示のとおり、本件地域情報及び本件人物一覧の公表について１審被告三品の損害賠償責任が認められ、」に改める。

8 当審における１審被告らの補充主張について

(1) 本件事実実験公正証書

ア 作成の経緯等

本件事実実験公正証書は、嘱託人である１審原告ら訴訟代理人弁護士らが、１審原告らが損害賠償等を求める本訴請求において、個人原告らの住所等と本件地域一覧に記載された地域との関係が問題となることから、霞が関公証役場の公証人（以下「本件公証人」という。）に対し、①個人原告ら又はその近親者の住所、本籍と本件地域一覧に記載された地域との関係、②個人原告らが住所又は本籍を定めた日を確認することを趣旨として嘱託し、本件公証人が、令和元年７月２６日（甲３４４）、令和４

年１０月３日（甲４９０）及び同年１１月７日（甲４９１）、確認した内容について公正証書を作成したものである。

イ　確認の方法等

(ア)　本件公証人は、嘱託人である１審原告ら訴訟代理人弁護士らが指摘した部分について、その提出に係る住民票や戸籍謄本（近親者の改製原戸籍、除籍謄本を含む。）記載の住所等と本件地域一覧に記載のある地域を突合し、近親者については、住民票や戸籍等で当該個人原告との身分関係を確認した上で、それぞれ上記①及び②の確認の作業を行った。なお、地名の変遷等がある場合には、文献（全国市町村名変遷総覧）及び地図を用いた。

(イ)　確認の一般的な基準として、たとえば、現住所の地名が大阪市▲▲区□□である場合、▲▲区のみならず□□の部分まで本件地域一覧の地域名と一致する場合において、「（当該欄に）記載されていることが確認された」とした。なお、事実実験公正証書②及び③においては、１審原告又はその近親者の住所又は本籍が本件地域一覧の「現在地」欄に「△△市」あるいは「△△市▲▲区」とのみ記載されている市又は区にあることが確認された場合にも、「（当該欄に）記載されていることが確認された」とした。

(ウ)　なお、本件公証人が確認作業に要した時間は、事実実験公正証書①については、平成３１年１月８日及び同月９日の午前１０時２０分から午後４時４０分まで、同年２月１９日午前１０時２０分から午後２時まで、同年３月７日午前１０時から午前１１時まで、同年４月１２日午後１時３０分から午後４時３０分まで、令和元年５月２３日午後１時１５分から午後５時まで、同年６月４日午前１０時から午前１１時３０分まで、同月２４日午後１時から午後２時３０分までであり（甲３４４）、事実実験公正証書②については、令和４年７月５日午後３時から午後４時ま

で、同年８月３０日午前１０時から午前１１時まで、同年９月１３日午後４時から午後４時３０分まで、同月２８日午後１時から午後１時４０分までであった（甲４９０）。

ウ　確認の結果等

(ア)　事実実験公正証書①においては、関係する個人原告は２４８名であるところ、２０７名について「(当該欄に）記載されていることが確認された」とした。

(イ)　事実実験公正証書②においては、１審原告１２名（１６、４７、６２、６５、１１１、１４５、１６４、１９１、２０１、２０２、２１３、２４８）について、事実実験公正証書③においては、１審原告３名（１８、２６、４６）について、それぞれ「(当該欄に）記載されていることが確認された」とした。

(ウ)　なお、いずれの事実実験公正証書においても、上記確認された個人原告らの住所又は本籍が平成２７年以前に当該地域にあったことが確認された。

(2)　上記のとおり、本件事実実験公正証書は本件公証人が職務上作成したものであるところ、公証人は自らが五感の作用により直接体験した私権に関する事実について公正証書を作成することができ（公証人法３５条)、本件公証人は、個人原告らの住民票等に記載された住所又は本籍と本件地域一覧に記載された地域名を突合し、また、住所等を定めた時期を確認し、その結果を記載したものであり、本件公証人が確認作業に要した時間や、本件事実実験公正証書が公正証書として公証人法及び他の法律の定める要件を具備している（公証人法２条）と認められること（甲３４４、４９０、４９１、弁論の全趣旨）に照らすと、本件事実実験公正証書に記載された内容については信用性が認められる。

(3)　これに対し、１審被告らは、①本件事実実験公正証書は、個人原告らが

「被差別部落の出身者」であることを認定するものであり、違法なものである、②本件事実実験公正証書は、中立的な立場にない公証人が作成したものであり、公証人法２２条３号に違反する、③１審原告２０１及び２４８に関する本件事実実験公正証書の内容は事実実験公正証書①及び②で異なっており、また、事実実験公正証書①と同②及び③では「被差別部落出身者」の要件が異なっている旨を主張する。

しかしながら、個人原告らの住所等と本件地域一覧に記載された地域との関係は、本来、訴訟手続において、これを基礎付ける証拠（たとえば、住民票等）が提出されることによって立証されるものであるとしても、本件訴訟は、１審原告らが上記の関係が一般に広く知られることによる不利益等を防ぐことを目的とした訴訟であるところ、１審被告らは本件地域情報を公表することが部落差別に解消につながる旨を主張し、１審被告宮部らはインターネット上に自らの準備書面や１審原告１５らが仮処分手続において提出した陳述書を掲載していることなどに照らすと、上記のとおり訴訟手続において個人原告らの住民票等を提出した場合、１審被告宮部らによってこれがインターネット上に掲載されるなどして、本件訴訟の目的を達することができなくなるおそれがあることから、個人原告らは本件事実実験公正証書を証拠提出するに至ったものであり、これには合理的な理由があったものと認められる。そして、本件事実実験公正証書は、本件公証人が個人原告らの住民票等に記載された住所等と本件地域一覧に記載された地域が一致するか否かを確認したものであって、個人原告らが「被差別部落の出身者」であることを認定するものではない。上記によれば、本件事実実験公正証書は違法であるとの１審被告らの上記①の主張は、採用することができない。

また、本件公証人はいずれも法務省の幹部職員であった経歴を有するとしても、このことをもって直ちに本件公証人が嘱託された事項と利害関係を有することにはならず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠もないから、本

件公証人が本件事実実験公正証書を作成することは公証人法２２条３号に反するものではなく、１審被告らの上記②の主張も採用することはできない。なお、資料となった住民票等を１審原告ら訴訟代理人弁護士らが提出していたとしても、住民票等の性質や内容に照らすと、このことにより上記の認定判断が動くものではない。

また、１審原告２０１及び２４８については、事実実験公正証書①においては、その住所等が本件地域一覧に記載された地域と一致することが確認されていないものの、事実実験公正証書②においては、これが確認されているところ、これは前者においては嘱託人である１審原告ら訴訟代理人弁護士らの指摘がなかったところ、後者においては当該指摘があり、住民票等が提出されたことによるものと推認され、これを覆すに足りる的確な証拠はない。

さらに、事実実験公正証書②及び③においては、個人原告ら又はその近親者の住所又は本籍が本件地域一覧の「現在地」欄に「△△市」あるいは「△△市▲▲区」とのみ記載されている市又は区にあることが確認された場合には「（当該欄に）記載されていることが確認された」としており、事実実験公正証書①と異なる確認基準となっているが、このことにより本件事実実験公正証書の内容が事実に反するものということはできない上、本件地域一覧には「現在地」として「△△市」あるいは「△△市▲▲区」とのみ記載されている箇所も見受けられ、これに関連する「部落所在地」や「部落名」の記載を併せ読むと、特定の地域が推知されることになることに鑑みると、上記のような事実実験公正証書②及び③における確認基準は不合理なものとまではいえず、１審被告らの上記③の主張により、前記の認定判断が動くものではない。

当審における１審被告らのその余の主張をしんしゃくするも、本件事実実験公正証書の記載内容は本件公証人が体験した事実と異なるものであるとは認められない。

(4) 以上のとおり、本件事実実験公正証書に記載された内容については信用性を肯定することができ、これによれば、本判決別紙６の各「２　判断」(1)に記載のとおり、本件地域一覧に記載された地域に住所等を有する個人原告らが存在することが認められる。

９　なお、１審被告らは、令和４年９月２７日付け「訴訟指揮に係る異議申立書」と題する書面を提出するところ、これは同年８月３日の当審第１回口頭弁論期日における裁判長の訴訟指揮を踏まえ、今後の訴訟手続についての要望を記載したものと解され、令和５年２月１日の第２回口頭弁論期日においては、上記の要望を踏まえた訴訟手続が行われている（したがって、これを民事訴訟法１５０条に基づく異議申立てとして解するとしても、これに理由がないことは明らかである。）。

第４　結論

以上によれば、(1)本訴請求のうち差止請求については、１審被告宮部及び１審被告示現舎に対し、①本件書籍目録記載１及び３の各著作物については本判決別紙４記載１の部分につき、同目録記載２の著作物については同別紙記載２の部分につき、それぞれ出版等の禁止を求める限度で、②本件ウェブサイト目録記載１(1)ない(3)の各ファイルについては本判決別紙４記載３の部分につき、同目録記載１(4)のウェブページについては同別紙記載１の部分につき、同目録記載４の各ＰＤＦデータについては同別紙記載２の部分につき、それぞれ削除を求める限度で、③本件ウェブサイト目録記載１(1)ないし(3)の各ファイルについて本判決別紙４記載３の部分につき、同目録記載１(4)のウェブページについては同別紙記載１の部分につき、同目録記載４の各ＰＤＦデータについては同別紙記載２の部分につき、同目録記載２のウェブページについては同別紙記載４の部分につき、それぞれ公表の禁止を求める限度で理由があり、(2)本訴請求のうち損害賠償請求については、①本判決別紙５の「１審原告番号」欄記載の各１審原告らが、１審被告らに対し、同別紙の「認容金額」欄記載の各損害金

及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度、②１審原告１５及び同２４８が、１審被告らに対し、陳述書を公開したことなどについて、１万円ないし２万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度でそれぞれ理由があるから、これを認容し、(3)１審被告らの反訴請求は、いずれも理由がないから、これを棄却すべきところ、これと異なる原判決は相当でないから、１審原告解放同盟並びに１審原告２３、３２、５６、７４、１３６、１４６、１４９、１６１、１６５、１７３、２４６及び２４７を除く１審原告らの本件各控訴に基づき、原判決主文第１項ないし第８項及び第１０項を本判決主文第１項(1)ないし(8)のとおり変更し、１審原告解放同盟、１審原告２３、３２、５６、７４、１３６、１４６、１４９、１６１、１６５、１７３、２４６及び２４７の本件各控訴並びに１審被告らの本件各控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、なお、承継前１審原告１６１の差止請求に関する部分については、訴訟の終了を宣言することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第１６民事部

裁判長裁判官　土田昭彦

裁判官　園部直子

裁判官齊藤顕は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官　土田昭彦

（別紙２）

書　籍　目　録

1

書籍名　全国部落調査

副　題　部落地名総鑑の原典

編　者　示現舎

体　裁　Ａ５サイズ　全２００頁　横書き　活字

2

書籍名　復刻・全國部落調査

編　著　財團法人中央融和事業協會

発行人　宮部龍彦

発行所　示現舎合同会社

体　裁　四六版　全１９５頁　横書き　活字　並製

番　号　ISBN978-4-908348-01-3

3

書籍名　小林建治と有田芳生に対抗する　全国部落解放協議会５年のあゆみ

編　著　全国部落解放協議会

発行人　宮部龍彦

発行所　示現舎合同会社

体　裁　Ａ５版　全１９６頁　横書き　活字　並製

番　号　ISBN978-4-908348-02-0

（別紙３）

ウェブサイト目録

1　「全國部落調査」

http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB

上記ＵＲＬの全ページ及び同ページからダウンロードすることができる次のファイル。

(1)　「全國部落調査」の画像ファイル

http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.jpg.zip

(2)　「全國部落調査」のＰＤＦ形式ファイル

http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE

%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.pdf

(3) 「全國部落調査」のテキスト形式ファイル

http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.txt.zip

(4) 「全国部落調査」の html ページ

http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/zenkokuburaku.html

2 全国の同和地区

http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E3%81%AE%E5%90%8C%E5%92%8C%E5%9C%B0%E5%8C%BA

上記ＵＲＬページからアクセスすることができる各都道府県ページ。

3、部落解放同盟関係人物一覧

(1) 元サイト

http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%A7%A3%E6%94%BE%E5%90%8C%E7%9B%9F%E9%96%A2%E4%BF%82%E4%BA%BA%E7%89%A9%E4%B8%80%E8%A6%A7

上記ＵＲＬの全ページ。

(2) ミラーサイト

http://douwa.jusyopon.com/index.php?title=%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%A7%A3%E6%94%BE%E5%90%8C%E7%9B%9F%E9%96%A2%E4%BF%82%E4%BA%BA%E7%89%A9%E4%B8%80%E8%A6%A7

上記ＵＲＬの全ページ

4 「復刻・全国部落調査」

(1) 「本文.pdf」

http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E5%BE%A9%E5%88%BB%E3%83%BB%E5%85%A8%E5%9B%BD%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB/%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf

(2) 「A3 両面印刷対応プリンタ用.pdf」

http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E5%BE%A9%E5%88%BB%E3%83%BB%E5%85%A8%E5%9B%BD%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB/A3%E4%B8%A1%E9%9D%A2%E5%8D%B0%E5%88%B7%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%83%97%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%BF%E7%94%A8.pdf

(3) 「A4 用紙に両面印刷し、中央を裁断して背を綴じて周囲を裁断.pdf」

http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E5%BE%A9%E5%88%BB%E3%83%BB%E5%85%A8%E5%9B%BD%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%

AA%BF%E6%9F%BB/A4%E7%94%A8%E7%B4%99%E3%81%AB%E4%B8%A1%E9%9D%A2%E5%8D%B0%E5%88%B7%E3%81%97%E3%80%81%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E3%82%92%E8%A3%81%E6%96%AD%E3%81%97%E3%81%A6%E8%83%8C%E3%82%92%E7%B6%B4%E3%81%98%E3%81%A6%E5%91%A8%E5%9B%B2%E3%82%92%E8%A3%81%E6%96%AD.pdf

（別紙４）

1　「栃木県」、「群馬県」、「埼玉県」、「東京都」、「神奈川県」、「新潟県」、「長野県」、「滋賀県」、「京都府」、「大阪府」、「奈良県」、「和歌山県」、「鳥取県」、「島根県」、「岡山県」、「広島県」、「愛媛県」、「香川県」、「高知県」、「福岡県」、「熊本県」、「大分県」、「宮崎県」、「鹿児島県」、「兵庫県」、「三重県」、「山口県」、「徳島県」、「佐賀県」、「長崎県」及び「茨城県」と題する表

2　各府縣部落調査の項の「栃木縣」、「群馬縣」、「埼玉縣」、「東京府」、「神奈川縣」、「新潟縣」、「長野縣」、「滋賀縣」、「京都府」、「大阪府」、「奈良縣」、「和歌山縣」、「鳥取縣」、「島根縣」、「岡山縣」、「広島縣」、「愛媛縣」、「香川縣」、「高知縣」、「福岡縣」、「熊本縣」、「大分縣」、「宮崎縣」、「鹿児島縣」、「兵庫縣」、「三重縣」、「山口縣」、「徳島縣」、「佐賀縣」、「長崎縣」及び「茨城縣」と題する表

3　各府縣部落調査の項の「栃木縣」、「群馬縣」、「埼玉縣」、「東京府」、「神奈川縣」、「新潟縣」、「長野縣」、「滋賀縣」、「京都府」、「大阪府」、「奈良縣」、「和歌山縣」、「鳥取縣」、「島根縣」、「岡山縣」、「広島縣」、「愛媛縣」、「香川縣」、「高知縣」、「福岡縣」、「熊本縣」、「大分縣」、「宮崎縣」、「鹿児島縣」、「兵庫縣」、「三重縣」、「山口縣」、「徳島縣」、「佐賀縣」、「長崎縣」及び「茨城縣」と題する表

4　「栃木県」、「群馬県」、「埼玉県」、「東京都」、「神奈川県」、「新潟県」、「長野県」、「滋賀県」、「京都府」、「大阪府」、「奈良県」、「和歌山県」、「鳥取県」、「島根県」、「岡山県」、「広島県」、「愛媛県」、「香川県」、「高知県」、「福岡県」、「熊本県」、「大分県」、「宮崎県」、「鹿児島県」、「兵庫県」、「三重県」、「山口県」、「徳島県」、「佐賀県」、「長崎県」及び「茨城県」の各項目中の記載

以　上

（別紙5）

1審原告番号	慰謝料	弁護士費用	認容金額	遅延損害金起算点（1審被告宮部）	遅延損害金起算点（1審被告示現舎及び同三品）
1	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
2	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
3	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
4	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
5	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
6	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
7	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
9	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
10	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
11	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
12	40000	4000	44000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
13	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
14	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
15	20000	2000	22000	令和元年11月7日	令和元年11月7日
16	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
17	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
18	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
19	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
20	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
23	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
24	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
25	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
26	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
27	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
28	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
29	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
30	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
31	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
32	30000	3000	33000	令和元年11月7日	令和元年11月7日
33	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
34	40000	4000	44000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
35	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
36	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
37	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
38	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
39	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
40	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
41	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
42	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
43	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
44	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
45	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
46	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
47	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
48	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
49	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
50	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
51	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
52	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
53	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
54	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
55	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
57	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
58	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日

59	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
60	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
61	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
62	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
63	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
64	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
65	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
66	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
67	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
68	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
69	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
70	35000	3500	38500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
71	35000	3500	38500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
72	40000	4000	44000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
73	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
75	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
76	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
77	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
78	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
79	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
80	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
81	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
82	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
83	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
84	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
85	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
86	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
87	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
88	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
89	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
90	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
91	35000	3500	38500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
92	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
93	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
94	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
95	35000	3500	38500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
97	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
98	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
99	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
100	40000	4000	44000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
101	35000	3500	38500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
102	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
103	35000	3500	38500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
105	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
106	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
107	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
108	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
109	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
110	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
111	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
112	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
113	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
114	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
115	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
116	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
117	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
118	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
119	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
120	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日

121	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
122	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
123	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
124	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
125	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
126	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
127	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
128	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
129	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
130	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
131	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
132	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
133	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
134	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
136	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
137	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
139	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
140	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
141	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
142	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
143	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
144	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
145	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
147	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
150	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
151	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
152	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
153	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
154	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
157	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
158	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
159	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
160	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
161	40000	4000	44000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
162	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
163	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
164	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
165	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
166	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
167	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
168	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
169	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
171	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
172	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
174	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
175	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
176	5000	500	5500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
177	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
178	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
179	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
180	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
181	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
182	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
183	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
184	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
185	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
186	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
187	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
188	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日

189	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
190	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
191	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
192	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
193	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
195	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
196	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
197	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
198	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
199	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
201	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
202	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
203	25000	2500	27500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
204	10000	1000	11000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
205	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
206	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
207	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
208	20000	2000	22000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
209	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
210	30000	3000	33000	平成28年5月22日	平成28年5月26日
211	15000	1500	16500	平成28年5月22日	平成28年5月26日
212	25000	2500	27500	平成28年6月11日	平成28年6月27日
213	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
214	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
215	25000	2500	27500	平成28年6月11日	平成28年6月27日
216	10000	1000	11000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
217	30000	3000	33000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
218	30000	3000	33000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
219	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
220	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
221	30000	3000	33000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
222	30000	3000	33000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
223	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
224	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
225	30000	3000	33000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
227	10000	1000	11000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
228	25000	2500	27500	平成28年6月11日	平成28年6月27日
229	30000	3000	33000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
230	10000	1000	11000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
231	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
232	25000	2500	27500	平成28年6月11日	平成28年6月27日
233	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
234	30000	3000	33000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
235	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
236	5000	500	5500	平成28年6月11日	平成28年6月27日
237	10000	1000	11000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
238	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
239	10000	1000	11000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
240	20000	2000	22000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
241	10000	1000	11000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
242	15000	1500	16500	平成28年6月11日	平成28年6月27日
243	30000	3000	33000	平成28年6月11日	平成28年6月27日
244	25000	2500	27500	平成28年6月11日	平成28年6月27日
245	20000	2000	22000	平成28年9月3日	平成28年9月3日
248	30000	3000	33000	令和元年11月7日	令和元年11月7日

（別紙６）

個人原告らについての判断

主な略称の定義は以下のとおり

現住所	現在の住所地
現本籍	現在の本籍地
従前本籍	戸籍謄本、改製原戸籍等に記載された従前の本籍地
出生地	戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等に記載された出生地
前住所	住民票等に記載された従前の住所地
過去住所	過去の住所地（戸籍附票謄本、改製原附票に記載された過去の住所）
差止請求	本件地域情報に係る差止請求
損害賠償請求	本件地域情報及び本件人物一覧の公表等に係る損害賠償請求

【１審原告１】

１　認定事実

１審原告１は、昭和３５年に東京都中野区で出生し、現在は１審原告解放同盟栃木県連合会事務局長を務めている。

１審原告１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の栃木県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１は、本件人物一覧の「部落解放同盟栃木県連合会」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１７９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１は、本件地域一覧の「栃木県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１の差止請求は本件地域一覧の「栃木県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４１７、５８７）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２】

１　認定事実

１審原告２は、昭和２２年に東京都文京区で出生した。

１審原告２の配偶者の改製原戸籍に従前本籍として記載のある地名が、本件地域一覧の栃木県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。また、同地名の旧地名と認められる地名が、本件地域一覧の栃木県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

１審原告２は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、所属する宗教団体（役職を含む）、勤務先（役職を含む）及び生年を掲載された。

（甲１８０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２の配偶者の従前本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２の配偶者の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２は、本件地域一覧の「栃木県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２の差止請求は本件地域一覧の「栃木県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙２９８、３８５、４１８、４８９、４９０、５８８）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告２は１審原告解放同盟に加盟していることや勤務

先を明らかにして、部落解放運動に関する書籍を出版してインターネット上で販売し、１審原告解放同盟の関係者ではない者も参加できる全国集会において報告を行っていたことが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告２に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３】

1　認定事実

１審原告３は、昭和２５年に群馬県館林市で出生し、現在は１審原告解放同盟館林支部長を１年おきに務めている。

１審原告３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告３は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１８１、３４４。甲３４４の１審原告３の欄に「栃木県」とあるのは「群馬県」の誤記と認める。）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告３の現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告３は、本件地域一覧の「群馬県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告３の

差止請求は本件地域一覧の「群馬県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４１９、５９０）、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしていたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告３に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告３に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４】

1　認定事実

１審原告４は、昭和１９年に群馬県多野郡で出生し、現在は１審原告解放同盟藤岡支部長、１審原告解放同盟群馬県連統制委員長、及び１審原告解放同盟群馬県連委員長を務めている。

１審原告４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告４は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１８２、３４４。甲３４４の１審原告４の欄に「栃木県」とあるのは「群馬県」の誤記と認める。）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告４は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告４は、本件地域一覧の「群馬県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４の差止請求は本件地域一覧の「群馬県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告４が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４１９、４２０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告４に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５】

１　認定事実

１審原告５は、昭和１４年に群馬県桐生市で出生し、１審原告解放同盟新里支部長を務めていた。

１審原告５の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告５は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１８３、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告５は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告５は、本件地域一覧の「群馬県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告５の差止請求は本件地域一覧の「群馬県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告５が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４１９、５９０）、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告５に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６】

1　認定事実

１審原告６は、昭和１０年に群馬県高崎市箕郷町（現在の地名）で出生し、平成１５年から平成１８年まで箕郷町議会議員（箕郷町が平成１８年２月に高崎市に合併したので、それ以降は高崎市議会議員）を務め、現在は１審原告解放同盟高崎市協議会会長を務めている。

１審原告６の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告６は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１８４、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告６は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告６の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６は、本件地域一覧の「群馬県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告６の差止請求は本件地域一覧の「群馬県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告６が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４１９、４２１、５９０）、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告６に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告６に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７】

1　認定事実

１審原告７は、昭和６年に群馬県安中市松井田町（現在の地名）にて出生し、昭和５８年から平成１１年まで松井田町議会議員を務めた。

１審原告７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

１審原告７は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、１審原告解放同盟における所属協議会、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１８５、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告７は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告７は、本件地域一覧の「群馬県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告７の差止請求は本件地域一覧の「群馬県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告７が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されているとしても（乙４１９、５９０）、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告７に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当

因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９】

１　認定事実

１審原告９は、昭和１３年に群馬県新田町で出生し、現在は１審原告解放同盟新田支部長及び太田市協議会会長を務めている。

１審原告９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

（甲１８６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告９は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９は、本件地域一覧の「群馬県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９の差止請求は本件地域一覧の「群馬県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告９の関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告９に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１０】

１　認定事実

１審原告１０は、昭和１７年に群馬県尾島町で出生し、１審原告解放同盟に所

属した。

１審原告１０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄にある地名の一部として記載されている。

１審原告１０は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、住所（ただし番地までの記載しかないもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１８７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１０は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１０は、本件地域一覧の「群馬県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１０の差止請求は本件地域一覧の「群馬県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１０は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、１審原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるとしても（乙４２２）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は番地までの記載にとどまるものの、現住所を推知するに足りるものであるから、そのプライバシー権を侵害すると判断するのが相当である。）。

イ　以上によれば、１審原告１０に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１】

１　認定事実

１審原告１１は、昭和３０年に神奈川県で出生した。

１審原告１１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、提訴時住所及び電話番号を掲載された。

（甲１８８、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１は、本件地域一覧の「群馬県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１の差止請求は本件地域一覧の「群馬県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１１が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４１９、５９０）、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件

人物一覧のうち１審原告１１に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１１に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２】

１　認定事実

１審原告１２は、昭和８年に埼玉県上尾市で出生し、現在は１審原告解放同盟埼玉県連原市支部長を務めている。

１審原告１２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１８９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１２は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１２は、本件地域一覧の「埼玉県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２の差止請求は本件地域一覧の「埼玉県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１２が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原

告１２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害すると認められる。

イ　以上によれば、１審原告１２に対する慰謝料は４万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は４０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１３】

１　認定事実

１審原告１３は、昭和２６年に岩手県北上市で出生し、昭和４６年から１審原告解放同盟における部落解放運動に関わり、その後、埼玉県熊谷市に転居し、平成１８年に１審原告解放同盟埼玉県連合会書記長に就任した。

１審原告１３の現住所は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１３は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会　役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲１９０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１３は現住所が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１３の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１３は、本件地域一覧の「埼玉県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１３の差止請求は本件地域一覧の「埼玉県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１３は、平成２８年に行われた「埼玉人権フォーラム」において１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして基調提案を行い、その

ことがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４２３）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１３に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１３に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１４】

１　認定事実

１審原告１４は、昭和５７年に埼玉県大宮市で、１審原告１５の子として出生し、現在はＮＰＯ法人のスタッフを務めている。

１審原告１４の父親の従前本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１４は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、住所、携帯電話の番号、１審原告１５の息子であること、所属するＮＰＯ団体（役職を含む）及びフェイスブックのＵＲＬを掲載された。

（甲１０９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１４の父親（１審原告１５）の従前本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１４の父親の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１４は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表され

ることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１４の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１４が当該ＮＰＯ法人に所属している事実が第三者の開設するインターネットのホームページ上に掲載されていることが認められるとしても（乙２８９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１５】

１　認定事実

１審原告１５は、昭和２４年に兵庫県新宮町で出生し、高校１年生の頃から部落解放運動に参加し、現在１審原告解放同盟埼玉県連合会委員長及び１審原告解放同盟中央執行本部執行副委員長を務めている。

１審原告１５の従前本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１５は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、住所、電話番号及び生年を、「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲３、３３、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１５の従前本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１５の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１５は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１５の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙２９２、２９８、３８５、４２３、４２６、４３９、４８９、４９０、５９２、５９３）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１５は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして継続的に講演活動等を行っており、その活動内容がインターネット上に掲載されていたと認められることなどに照らすと、１審原告１５が１審原告解放同盟に加盟している事実は一般に広く知られていると推認される。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１５に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１５に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６】

1　認定事実

１審原告１６は、昭和２７年に埼玉県行田市で出生した。１審原告１６の父親は、１審原告解放同盟埼玉県連合会の副委員長等を務めていた。

１審原告１６の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の

地域における「現在地」欄に記載されている。また、１審原告１６の叔母（父の姉）の婚姻後の現本籍は、本件地域一覧の静岡県の欄のある特定の地域における「部落所在地」欄及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１６の父親は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１９１、３４４、４９０）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１６は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１６の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１６は、本件地域一覧の「埼玉県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１６の差止請求は本件地域一覧の「埼玉県」欄の限度で理由がある。

なお、１審原告１６は、１審原告１６の叔母（父の姉）の婚姻後の現本籍は本件地域にあることを主張するが、上記本籍は叔母の婚姻後のものであることに照らすと、上記本籍の公表によって直ちに１審原告１６の法的利益が侵害されるおそれがあるとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に記載されたのは１審原告１６の父親のプライバシー情報であるから、これをもって直ちに１審原告１６のプライバシー権が侵害されると認めることはできず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告１６に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１７】

１　認定事実

１審原告１７は、１審原告解放同盟白岡支部長を務めている。

１審原告１７は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（合併前のもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１９２）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告１７に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１７は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして教員向けの研修会に講師として参加し、その活動はインターネット上に掲載されていることなどが認められるとしても（乙４２４、４２５）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１７に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８】

１　認定事実

１審原告１８は、昭和２５年に石川県で出生し、現在は１審原告解放同盟埼玉

県連合会執行委員研究部長及び隣保館「みつわ会館」の館長を務めている。

１審原告１８の現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、及び「現在地」欄に、その旧地名は「部落名」欄に記載されている。また、１審原告１８の妹の現住所は、本件地域一覧の石川県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（合併前のもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１１０、３４４、４９１）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１８は現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８は、本件地域一覧の「埼玉県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８の差止請求は本件地域一覧の「埼玉県」欄の限度で理由がある。

なお、１審原告１８は、妹の現住所が本件地域にある旨を主張するが、このことをもって直ちに１審原告１８の法的利益が侵害されるおそれがあるとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１８は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、平成２４年に行われた人権啓発集会に講師として参加し、そのことがインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙２９２）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧の

うち１審原告１８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１８に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９】

１　認定事実

１審原告１９は、昭和１８年に埼玉県久喜市（現在の地名）で出生し、現在は１審原告解放同盟埼玉県連合会副委員長を務めている。

１審原告１９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１９は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１９３、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１９は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告１９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１９は、本件地域一覧の「埼玉県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１９の差止請求は本件地域一覧の「埼玉県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１９は１審原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、１審原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回

行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４２６、５９２ないし５９４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１９に関する部分は、電話番号を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１９に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０】

１　認定事実

１審原告２０は、昭和２９年に京都市で出生した。

１審原告２０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２０は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲３２７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２０は現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告２０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２０は、本件地域一覧の「埼玉県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２０の差止請求は本件地域一覧の「埼玉県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２０が１審原告解放同盟に所属している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５３２）、活動報告の一連の経過中に言及されているにとどまるといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２０に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３】

1　認定事実

承継前１審原告２３は、昭和１０年に東京都新宿区（現在の地名）で出生し、令和元年７月２４日に死亡した。１審原告２３は、承継前１審原告２３の配偶者であり、相続によって、承継前１審原告２３の本件訴訟に関する損害賠償請求権を取得し、訴訟を承継した。

承継前１審原告２３は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載されたが、上記住所の部屋番号以下の記載は誤っていた。

（甲１９６）

2　判断

(1) 差止請求について

当該請求は承継前１審原告２３の死亡により終了した。

(2) 損害賠償請求について

ア　本件地域一覧に承継前１審原告２３に関連する記載は認められない。

イ　承継前１審原告２３は、自らが１審原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、１審原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４２９、５９５）、ホームページの下部の階層に掲載されていることや第三者が開設するブログの特定の日の記述として掲載されていることといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち承継前１審原告２３に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである（なお、上記住所は部屋番号以下の記載を誤っているが、居住する建物が特定できる以上、この点は上記の認定判断を左右するものではない。）

ウ　以上によれば、承継前１審原告２３に対する慰謝料２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２４】

１　認定事実

１審原告２４は、昭和３３年に神戸市で出生し、現在は１審原告解放同盟東京都連合会書記長を務めている。

１審原告２４の母親の除籍謄本に出生地として記載のある地名が、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

１審原告２４の祖父の除籍謄本に本籍として記載のある地名が、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２４は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、

役職名及びフェイスブックのＵＲＬを掲載された。

（甲１９７、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告２４の母親及び祖父の各本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告２４の母親又は祖父の各本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２４は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２４の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　証拠（乙５９６）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告２４は１審原告解放同盟に加盟している事実をフェイスブック上の１審原告２４の実名が付された自己のアカウントにおいて自ら公開していることが認められることに照らすと、本件人物一覧により、１審原告２４のプライバシー権が侵害されるとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告２４に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２５】

１　認定事実

承継前１審原告２５は、昭和１７年に福岡県朝倉市で出生し、令和２年７月１５日に死亡した。１審原告２５は、承継前１審原告２５の配偶者であり、相続によって、承継前１審原告２５の本件訴訟に関する損害賠償請求権を取得し、訴訟

を承継した。

承継前１審原告２５の従前本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

承継前１審原告２５は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１９８、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

当該請求は承継前１審原告２５の死亡により終了した。

⑵　損害賠償請求について

ア　上記１によれば、承継前１審原告２５の従前本籍は本件地域にあると認められ、承継前１審原告２５の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　承継前１審原告２５が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４３１、５９７、５９８）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち承継前１審原告２５に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

ウ　以上によれば、承継前１審原告２５に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２６】

１　認定事実

１審原告２６は、昭和２３年に三重県松阪市にて出生した。

１審原告２６の現本籍は、本件地域一覧の三重県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄及び「現在地」欄に記載されている。１審原告２６の祖父の出生地の旧地名は、本件地域一覧の三重県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されている。

１審原告２６は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、役職名、妻である１審原告２４５が１審原告解放同盟に所属していること、娘である１審原告２４７が映画を自主制作したこと等を掲載された。

（甲１１１、３４４、４９１）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告２６の現本籍及び祖父の出生地が本件地域にあると認められる。そして、１審原告２６の現本籍又は祖父の出生地が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２６は、本件地域一覧の「三重県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２６の差止請求は本件地域一覧の「三重県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　証拠（乙２９３、５９９、６００、６４７）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告２６は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も参加できる講演会に講師として参加し、ドキュメンタリー映画（その監督は娘である１審原告２４７）や同映画に関連するトークイベントにも出演し、その活動内容はインターネット上に掲載されていることが認められることなどに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告２６に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものとまでは認められず、他にこれ

を認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告２６に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２７】

１　認定事実

１審原告２７は、昭和１７年に東京都（現在の地名）で出生し、現在は東日本部落解放研究所において研究活動をしている。

１審原告２７の改製原戸籍に記載された母親の婚姻前の本籍は、本件地域一覧の東京都の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載され、同本籍地が名称変更した後の地名が本件地域一覧の東京都の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２７は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、所属する団体（役職を含む）、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、生年及び過去に出版した著作物等を掲載された。

（甲１９９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２７の母親の従前本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告２７の母親の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２７は、本件地域一覧の「東京都」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２７の差止請求は本件地域一覧の「東京都」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙４３２）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告２７は自らが所属団体を明らかにして、部落解放運動に関する書籍を出版してインターネット上で販売しており、１審原告解放同盟の関係者ではない者も参加できる講演会に講師として参加していたことが認められることに照らすと、１審原告２７が１審原告解放同盟に加盟している事実は既に一般に広く知られていると推認される。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２７に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害すると認められる。

イ　以上によれば、１審原告２７に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２８】

１　認定事実

１審原告２８は、昭和３０年に広島県で出生し、現在は１審原告解放同盟東京都連合会の専従職員を務めている。

１審原告２８の従前本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載され、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

１審原告２８は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲１２８、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２８の従前本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２８の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２８は、本

件地域一覧の「広島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２８の差止請求は本件地域一覧の「広島県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２８は自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行ったことや、１審原告２８が１審原告解放同盟の関連会社の発行する雑誌に寄稿したことがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３２０、３２９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２８に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２９】

１　認定事実

１審原告２９は、昭和３７年に群馬県前橋市（現在の地名）で出生した。

１審原告２９の現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２９は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし区までの記載しかないもの）等を掲載された。

（甲８５、３４４）

２　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告２９の本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告２９の本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２９は、本件地域一覧の「群馬県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２９の差止請求は本件地域一覧の「群馬県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２９は、１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、部落差別問題を対象とする雑誌に寄稿したり、対談企画に参加したりしており、その対談企画がインターネット上で紹介されたことが認められるとしても（乙２６４、６８６ないし６８８）、上記雑誌への寄稿や対談企画への参加は、ごく限られた読者層を対象とするものであり、インターネット上で紹介された点も、それがホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２９に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、区までの記載にとどまり、１審原告２９のプライバシー権を侵害するとは認められない。）。

イ　以上によれば、１審原告２９に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３０】

1　認定事実

１審原告３０は、昭和３４年に東京都の多摩地区で出生した。

１審原告３０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の東京都の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告３０は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、勤務先（役職を含む）及びフェイスブックのＵＲＬ等を掲載された。

（甲６、１１２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告３０の住所及び本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告３０の住所及び本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告３０は、本件地域一覧の「東京都」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告３０の差止請求は本件地域一覧の「東京都」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告３０は自らが１審原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象としたイベントを少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙２９４）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告３０に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告３０に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３１】

１　認定事実

１審原告３１は、昭和７年に東京都台東区（現在の地名）にて出生した。

１審原告３１は、本件人物一覧の「部落解放同盟神奈川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２００）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告３１に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告３１が１審原告解放同盟に所属している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４３３、６０３、６４０）、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告３１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告３１に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３２】

１　認定事実

承継前１審原告３２は、平成３０年９月１２日に死亡した。１審原告３２は、

承継前１審原告３２の配偶者であり、相続によって、承継前１審原告３２の本件訴訟に関する損害賠償請求権を取得し、訴訟を承継した。

承継前１審原告３２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の神奈川県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

承継前１審原告３２は、本件人物一覧の「部落解放同盟神奈川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲５、１２９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

当該請求は承継前１審原告３２の死亡により終了した。

(2)　損害賠償請求について

ア　上記１によれば、承継前１審原告３２は現住所及び現本籍が本件地域にあったと認められ、承継前１審原告３２が現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　承継前１審原告３２が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３２１、４３３）、ホームページの下の階層に掲載されていることや多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち承継前１審原告３２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、承継前１審原告３２に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３３】

１　認定事実

１審原告３３は、昭和１７年に横浜市で出生した。

１審原告３３の現本籍の旧地名は、本件地域一覧の神奈川県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄の地名の一部としても記載されている。

１審原告３３は、本件人物一覧の「部落解放同盟神奈川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２０１、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告３３の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告３３の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告３３は、本件地域一覧の「神奈川県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告３３の差止請求は本件地域一覧の「神奈川県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告３３は自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３２１、４３４、５０６）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告３３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告３３に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３４】

１　認定事実

１審原告３４は、昭和２６年に新潟県上越市で出生した。

１審原告３４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告３４は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号を掲載された。

（甲２０２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告３４の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告３４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知されていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告３４は、本件地域一覧の「新潟県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告３４の差止請求は本件地域一覧の「新潟県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告３４が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる証拠はないから、本件人物一覧における１審原告３４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告３４に対する慰謝料は４万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は４０００円の限度で

相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３５】

１　認定事実

１審原告３５は、新潟県上越市で出生した。

１審原告３５の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告３５は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２０３、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告３５の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告３５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告３５は、本件地域一覧の「新潟県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告３５の差止請求は本件地域一覧の「新潟県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告３５は自らが１審原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、この活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４３５、６０４）、第三者の開設するブログの特定の日の記述として掲載されていることやホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。した

がって、本件人物一覧の１審原告３５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告３５に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３６】

１　認定事実

１審原告３６は、昭和２４年に新潟県小千谷市で出生した。

１審原告３６の現本籍の旧地名は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載され、同本籍地の現在の地名は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

（甲２０４、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告３６の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告３６の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告３６は、本件地域一覧の「新潟県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告３６の差止請求は本件地域一覧の「新潟県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告３６に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告３６に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３７】

１　認定事実

１審原告３７は、昭和２１年に新潟県北魚沼郡小出町で出生した。

１審原告３７の従前戸籍に１審原告３７の父母の出生地として記載のある地名が、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告３７は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２０５、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告３７の父母の出生地が本件地域にあると認められる。そして、１審原告３７の父母の出生地が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告３７は、本件地域一覧の「新潟県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告３７の差止請求は本件地域一覧の「新潟県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告３７が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４３７）、委員会の委員として多数の人名とその肩書が掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告３７に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告３７に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３８】

１　認定事実

１審原告３８は、昭和５７年に新潟県新発田市で出生し、１審原告解放同盟新潟県連合会の役員を務めている。

１審原告３８の現本籍は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

1.審原告３８は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし市までの記載しかないもの）、出身高校及びフェイスブックのＵＲＬを掲載された。

（甲２０６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告３８の現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告３８の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告３８は、本件地域一覧の「新潟県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告３８の差止請求は本件地域一覧の「新潟県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙４３８）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告３８は１審原告解放同盟に加盟していることをフェイスブック上の１審原告３８の実名が付された自己のアカウントにおいて自らインターネット上に公開したことが

認められ、１審原告３８は１審原告解放同盟の新潟県連合会の役員の地位にあることなどに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告３８に関する部分が、そのプライバシー権を侵害するとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告３８に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告３９】

1　認定事実

１審原告３９は、昭和１３年に新潟県高田市で出生し、現在は１審原告解放同盟新潟県連合会上越支部長等を務めている。

１審原告３９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告３９は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２０７、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告３９の現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告３９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告３９は、本件地域一覧の「新潟県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告３９の差止請求は本件地域一覧の「新潟県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告３９が１審原告解放同盟に所属している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４３９）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告３９に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告３９に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４０】

１　認定事実

１審原告４０は、昭和２３年に富山県高岡市で出生し、昭和５８年６月に１審原告解放同盟の構成員として登録され、現在は富山県連絡会議事務局次長を務めている。

１審原告４０は、本件人物一覧の「部落解放同盟富山県連合会（準備会）役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２０８）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告４０に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告４０が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４０）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が

一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告４０に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４１】

１．認定事実

１審原告４１は、現在１審原告解放同盟中央規律委員会委員長を務めている。

１審原告４１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告４１は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲２０９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告４１の現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告４１は、本件地域一覧の「長野県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４１の差止請求は本件地域一覧の「長野県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告４１が１審原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４１）、ホームページの

下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４１に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告４１に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４２】

１　認定事実

１審原告４２は、昭和２２年に長野県飯山市で出生し、１審原告解放同盟長野県連合会執行副委員長などを務め、現在は坂城町協議会会長を務めている。

１審原告４２の現本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

１審原告４２は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲８６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告４２の現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４２の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告４２は、本件地域一覧の「長野県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４２の差止請求は本件地域一覧の「長野県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告４２が１審原告解放同盟に所属している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙６０５）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告４２に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４３】

1　認定事実

１審原告４３は、昭和１６年に長野市で出生し、１審原告解放同盟長野県連合会執行委員長などを務め、平成３０年５月に退任した。

１審原告４３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載され、その「現在地」欄にある地名の一部として記載されている。

１審原告４３は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２１０、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告４３の現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１

審原告４３は、本件地域一覧の「長野県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４３の差止請求は本件地域一覧の「長野県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告４３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４１、４４２、６０６）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４３に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告４３に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４４】

1　認定事実

１審原告４４は、昭和２８年に長野県佐久市で出生し、その後、１審原告解放同盟長野県連合会事務局長などを務め、現在は佐久市協議会会長などを務めている。

１審原告４４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「現在地」欄にある地名の一部として記載されている。

１審原告４４は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし番地までの記載しかないもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１３０、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告４４の現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告４４は、本件地域一覧の「長野県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４４の差止請求は本件地域一覧の「長野県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告４４が１審原告解放同盟に所属している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３２３）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４４に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、番地までの記載にとどまり、これが１審原告４４のプライバシー権を侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない。）。

イ　以上によれば、１審原告４４に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４５】

1　認定事実

１審原告４５は、昭和２５年に長野県佐久市で出生し、現在は１審原告解放同盟佐久市協議会書記長を務めている。

１審原告４５の現住所及び現本籍の旧地名は、本件地域一覧の長野県の欄にあ

る特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

１審原告４５は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲２１１、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告４５の現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告４５は、本件地域一覧の「長野県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４５の差止請求は本件地域一覧の「長野県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告４５が１審原告解放同盟に所属している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４１ないし４４３）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告４５に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４６】

1　認定事実

１審原告４６は、昭和２４年に三重県伊賀市（現在の地名）で出生し、現在は１審原告解放同盟中央委員及び三重県連合会執行委員長などを務めている。

１審原告４６の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の三重県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄及び「現在地」欄に記載されている。また、１審原告４６の父親の出生地は、本件地域一覧の三重県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されている。

（甲８７、３４４、４９１）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告４６の現住所及び現本籍並びに父親の出生地が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４６の現住所、現本籍又は父親の出生地が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告４６は、本件地域一覧の「三重県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４６の差止請求は本件地域一覧の「三重県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告４６に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告４６に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額は本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４７】

1　認定事実

１審原告４７は、昭和１３年に滋賀県彦根市（現在の地名）で出生した。

１審原告４７の改製原戸籍の本籍は、本件地域一覧の滋賀県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。また、１審原告４７の妹の現住所は、本件地域一覧の岐阜県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告４７は、本件人物一覧の「部落解放同盟滋賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２１２、３４４、４９０）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告４７の過去又は現在の本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４７の上記の本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告４７は、本件地域一覧の「滋賀県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４７の差止請求は本件地域一覧の「滋賀県」欄の限度で理由がある。

なお、１審原告４７の妹の現住所が本件地域にあるとしても、このことをもって直ちに１審原告４７の法的利益が侵害されるおそれがあるとまでは認められない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告４７が１審原告解放同盟に所属している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４４）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４７に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告４７に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４８】

1　認定事実

１審原告４８は、昭和３３年に京都府福知山市で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会執行委員などを務めている。

１審原告４８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

１審原告４８は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２１３、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告４８の現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４８の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告４８は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４５の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告４８が１審原告解放同盟に所属している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４５、６０７）、ホーム

ページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４８に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告４８に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告４９】

１　認定事実

１審原告４９は、昭和２９年に京都府南丹市（現在の地名）で出生し、現在は１審原告解放同盟の南丹地域の副議長等を務めている。

１審原告４９の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

１審原告４９は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし市までの記載しかないもの）を掲載された。

（甲２１４、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告４９の現住所が本件地域にあると認められる。そして、１審原告４９の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告４９は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告４９の差止請求は本

件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告４９が１審原告解放同盟に所属している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４６、５８３、６０７）、多数の人名とその肩書が羅列されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告４９に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、市町村名までの記載にとどまり、１審原告４９のプライバシー権を侵害するものとは認められない。）。

イ　以上によれば、１審原告４９に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５０】

1　認定事実

１審原告５０は、昭和５４年に京都府で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会の青年部長を務めている。

１審原告５０の現住所及び現本籍の旧地名は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

１審原告５０は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行委員青年枠」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲２１５、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告５０の現住所及び現本籍が本件地域にあると認め

られる。そして、１審原告５０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告５０は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告５０の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告５０が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４６、５８３、６０７）、多数の人名とその肩書が羅列されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告５０に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５１】

1　認定事実

１審原告５１は、昭和１９年に京都市で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会役員を務めている。

１審原告５１の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

１審原告５１は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２１６、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告５１の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告５１の現住所は本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告５１は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告５１の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告５１が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５８３、６０７）、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告５１に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５２】

１　認定事実

１審原告５２は、昭和２３年に京都府亀岡市（現在の地名）で出生し、１審原告解放同盟京都府連合会の役員を務めた。

１審原告５２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の

地域における「現在地」欄に記載され、その旧地名は「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されている。

１審原告５２は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２１７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告５２の現住所及び現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告５２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告５２は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告５２の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告５２が１審原告解放同盟に加盟している事実がインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４７）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告５２に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５３】

１　認定事実

１審原告５３は、昭和２５年に京都府南丹市（現在の地名）で出生し、１審原告解放同盟京都府連合会副委員長を務めている。

１審原告５３の現本籍の旧地名は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告５３は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲３４４、３６６）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告５３の現本籍が本件地域にあると認められる。そして、１審原告５３の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告５３は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告５３の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告５３が１審原告解放同盟に加盟している事実がインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４８９、５８３、６０７）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告５３に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５４】

１　認定事実

１審原告５４は、昭和２３年に京都市で出生し、部落解放運動に参加した。

１審原告５４の母親の出生地として記載のある地名は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告５４は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行委員女性枠」の欄に氏名及び１審原告解放同盟における所属協議会を掲載された。

（甲１１３、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告５４の母親の出生地は本件地域にあると認められる。そして、１審原告５４の母親の出生地は本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告５４は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告５４の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告５４が１審原告解放同盟に加盟している事実がインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙２９６、５８３、６０７）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告５４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記

の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５５】

1　認定事実

１審原告５５は、昭和１７年に京都府で出生し、１審原告解放同盟の女性副部長を務めていた。

１審原告５５の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載され、その旧地名は「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されている。

１審原告５５は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行委員女性枠」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし町名までの記載しかないもの）を掲載された。

（甲２１８、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告５５の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告５５は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、その人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告５５の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告５５が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５８３、６０７）、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らす

と、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５５に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、町名までの記載にとどまり、１審原告５５のプライバシー権を侵害するものとまでは認められない。）。

イ　以上によれば、１審原告５５に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５６】

1　認定事実

１審原告５６は、昭和４６年に京都市で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会の事務局員を務めている。

１審原告５６は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし市までの記載しかないもの）及びフェイスブックのＵＲＬを掲載された。

（甲１７７）

2　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告５６に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙４０９）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告５６は１審原告解放同盟に加盟していることをフェイスブック上の１審原告５６の実名が付された自己のアカウントにおいて自らインターネット上に公開していることが認められ、また、住所の記載は、市までの記載にとどまるものであることに

照らすと、本件人物一覧のうち１審原告５６に関する部分が、そのプライバシー権を侵害するとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　したがって、当該請求は理由がない。

【１審原告５７】

１　認定事実

１審原告５７は、昭和３０年に京都府綴喜郡井出町で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会の執行委員及び井出支部長を務めている。

１審原告５７は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２１９）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告５７に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告５７が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４９、５８３、６０７）、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告５７に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で

相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５８】

１　認定事実

１審原告５８は、昭和３０年に京都府で出生した。

１審原告５８の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告５８は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行委員女性枠」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲１１４、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告５８の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告５８の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告５８は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告５８の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告５８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙２９７、５８３、６０７）、ホームページの下部の階層で掲載され、多数の人名とその肩書が羅列されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告５８に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告５９】

１　認定事実

１審原告５９は、昭和１９年に京都府綴喜郡宇治田原町で出生し、１審原告解放同盟善法支部長などを務めた。

１審原告５９の現住所及び現本籍の旧地名は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

１審原告５９は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２２０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告５９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告５９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告５９は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告５９の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告５９が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙２６９、４５０、５８３、６０７）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、

これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告５９に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告５９に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６０】

1　認定事実

１審原告６０は、昭和１６年に京都府綾部市で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会の執行委員を務めている。

１審原告６０の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告６０は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２２１、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告６０の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告６０の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６０は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告６０の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告６０が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット

上に掲載されていることが認められるとしても（乙４５１、５８３、６０７）、第三者開設のブログの特定の日の記述として掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告６０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告６０に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６１】

１　認定事実

１審原告６１は、昭和４０年に京都市で出生し、１審原告解放同盟京都府連合会執行委員などを務めていた。

１審原告６１の前住所及び従前本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告６１は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）が掲載された。

（甲２２２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告６１の前住所及び従前本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告６１の前住所又は従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６１は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、

１審原告６１の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告６１は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者を対象とした講演活動を少なくとも１回行っており、この活動などがインターネット上に掲載されていることなどが認められるとしても（乙２９８、３８５、４５２、５８３、６０７）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告６１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告６１に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６２】

1　認定事実

１審原告６２は、昭和４０年に京都市で出生し、現在は京都府議会議員及び１審原告解放同盟京都府連合会書記長を務めている。

１審原告６２の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告６２は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、所属する政党名、議員であること及び生年月日を掲載された。

（甲２２３、４９０）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告６２の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告６２の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６２は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告６２の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告６２は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者を対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動等がインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙２９８、３８５、４４７、４５１、５８３、６０７）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告番号６２に関する部分は、氏名、役職名及び電話番号の部分の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告６２に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６３】

1　認定事実

１審原告６３は、昭和３７年に出生した。

１審原告６３は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、生年月日及び父親の名前を掲載された。

（甲３３７）

２　判断

⑴　差止請求について

本件地域一覧に１審原告６３に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告６３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５５０）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告６３に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告６３に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６４】

１　認定事実

１審原告６４は、昭和３０年に京都市で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会副委員長を務めている。

１審原告６４の現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告６４は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし町名までの記載しかないもの）が掲載された。

（甲３４４、３７４）

２　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告６４の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告６４の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６４は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告６４の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア 証拠（乙２９８、３８５、３９６、６０９）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告６４は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして継続的に講演活動を行い、その活動内容がインターネット上に掲載されていたことが認められることなどに照らすと、本件人物一覧が１審原告６４のプライバシー権を侵害するものとは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ 以上によれば、１審原告６４に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６５】

1 認定事実

１審原告６５は、昭和２３年に京都府宮津市で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会丹後事務局長を務めている。

１審原告６５の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。また、１審原告６５の妹の婚姻後の現本籍は、本件地域一覧の福井県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告６５は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号が掲載された。

（甲１１５、３４４、４９０）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告６５の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告６５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６５は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告６５の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

なお、１審原告６５は妹の婚姻後の現本籍が本件地域にある旨を主張するが、このことをもって直ちに１審原告６５の法的利益を侵害するおそれがあるとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告６５は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者を対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動等がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙２９８、３８５、５８３、６０７）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告６５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告６５に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６６】

１　認定事実

１審原告６６は、昭和１８年に京都府相楽群笠置町で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会執行委員を務めている。

１審原告６６の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告６６は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号が掲載された。

（甲１６１、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告６６の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告６６の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６６は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告６６の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告６６が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５８３、６０７）、多数の人名とその肩書が羅列されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告６６に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告６６に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記

の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６７】

１　認定事実

１審原告６７は、昭和４３年に京都府相良郡和束町で出生し、現在は１審原告解放同盟京都府連合会書記次長を務めている。

１審原告６７の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告６７は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１６２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告６７の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告６７の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６７は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告６７の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告６７は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象としたイベントを少なくとも１回行い、その活動等がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３９６、５８３、６０７）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足

りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告６７に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告６７に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６８】

１　認定事実

１審原告６８は、昭和３７年大阪市西成区で出生した。

１審原告６８の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告６８は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び生年を、「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１４６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告６８の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告６８の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６８は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告６８の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告６８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット

上に掲載されていることが認められるとしても（乙２７９、３８７、４８９、４９０、６１７、６１９、６８０）、ホームページの下部の階層で掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告６８に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告６８に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告６９】

１　認定事実

１審原告６９は、昭和３２年に滋賀県で出生し、現在は１審原告解放同盟大阪府連合会浪速支部長を務めている。

１審原告６９の出生地は、本件地域一覧の滋賀県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告６９は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１１６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告６９の出生地は本件地域にあると認められる。そして、１審原告６９の出生地が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告６９は、本件地域一覧の「滋賀県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告６９の差止請求は本

件地域一覧の「滋賀県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア 証拠（乙３０１）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告６９は１審原告解放同盟における役職を記載したコラムをインターネット上に公開することに同意していたものと認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告６９に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められ、その余の部分がこれを侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ 以上によれば、１審原告６９に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７０】

1 認定事実

１審原告７０は、昭和３１年に大阪府茨木市で出生し、１審原告解放同盟大阪府連合会書記局に就職し、副委員長などの役職を務めた。

１審原告７０の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告７０は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１３１、３４４）

2 判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告７０の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告７０の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告７０は、本件地

域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告７０の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告７０が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告７０に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告７０に対する慰謝料は３万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７１】

1　認定事実

１審原告７１は、昭和３３年に大阪市旭区で出生し、現在は１審原告解放同盟向野支部副支部長及び羽曳野市議会議員を務めている。

１審原告７１の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告７１は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「大阪府連支部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１４７、３４４、乙３７８）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告７１の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告７１の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られ

ていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告７１は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告７１の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告７１が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、本件地域一覧のうち１審原告７１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告７１に対する慰謝料は３万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７２】

1　認定事実

１審原告７２は、昭和４年に大阪府で出生した。

１審原告７２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告７２は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、所属支部、住所及び電話番号を掲載された。

（甲３２８、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告７２の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告７２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１

審原告７２は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告７２の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告７２が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告７２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告７２に対する慰謝料は４万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は４０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７３】

1　認定事実

１審原告７３は、昭和３９年に大阪府で出生した。

１審原告７３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告７３は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１３２、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告７３の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告７３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告７３は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、

人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告７３の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告７３が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告７３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告７３に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７４】

1　認定事実

１審原告７４は、昭和２７年に大阪市で出生し、現在は部落解放住吉地区住宅自治会連合副会長を務めている。

１審原告７４の母親は、本件人物一覧に氏名及び役職名を掲載された。

（甲２２４、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

本件地域一覧に１審原告７４に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

本件人物一覧には母親に関する情報が記載されているにとどまり、１審原告７４が同人の子であることが一般に広く知られているとは認められない以上、これをもって１審原告７４のプライバシー権が侵害されたとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、当該請求は理

由がない。

【１審原告７５】

１　認定事実

１審原告７５は、昭和３２年に大阪府茨木市で出生し、１審原告解放同盟大阪府連合会副委員長を務めている。

１審原告７５の現住所及び現本籍は、その住居表示変更証明書の住所の表示実施前欄に記載のある地名が、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されている。

１審原告７５は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１６３、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告７５の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告７５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告７５は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告７５の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙６１２）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告７５は１審原告解放同盟に加盟していることを明らかにして部落解放運動に関する書籍を出版し、これをインターネット上でも販売していることが認められることに照らすと、１審原告７５が原告解放同盟に加盟している事実は既に一般に広く知られていると推認される。したがって、本件人物一覧のうち１審原告７５

に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められ、その余の部分については、これを侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告７５に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７６】

1　認定事実

１審原告７６は、昭和３０年に大阪府豊能郡で出生し、平成１７年頃から地方議会の議員を務めている。

１審原告７６の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告７６は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし一部に漢字の誤りがあるもの）及び生年月日を掲載された。

（甲１４８、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告７６の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告７６の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告７６は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告７６の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（甲１４８）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告７６は地方議会議員であり、地方議員一覧に部落解放運動の役員である旨が記載されていることが認められることなどに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告７６に関する部分は、住所の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められ、その余の部分がこれを侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない（住所の記載に漢字の誤りがあるとしても、その特定に欠けるものとまでは認められない。）。

イ　以上によれば、１審原告７６に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７７】

1　認定事実

１審原告７７は、昭和３０年に大阪府羽曳野市で出生した。

１審原告７７の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告７７は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲１４９、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告７７の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告７７の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告７７は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告７７の差止請求は本

件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告７７は平成１７年度に行われた１審原告解放同盟関係者以外の者を対象とした講座において自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして講師を務めており、そのことはインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３８１）、講師として多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告７７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告７７に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７８】

1　認定事実

１審原告７８は、昭和２６年に出生した。

１審原告７８は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１５０）

2　判断

(1) 差止請求について

本件地域一覧に１審原告７８に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告７８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３８２）、第三者が開設したブログの特定の日に掲載されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告７８に関する部分は、住所及び電話番号を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告７８に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額及び本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告７９】

1　認定事実

１審原告７９は、昭和４４年に大阪市で出生し、現在は１審原告解放同盟大阪府連合会の専従職員を務めている。

１審原告７９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告７９は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲１５１、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告７９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告７９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告７９は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、

人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告７９の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告７９が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３８３）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告７９に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告７９に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８０】

1　認定事実

１審原告８０は、昭和２６年に大阪市で出生した。

１審原告８０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

（甲３２９、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告８０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告８０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告８０は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告

８０の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア 本件人物一覧に１審原告８０に関する記載は認められない。

イ 以上によれば、１審原告８０に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８１】

1 認定事実

１審原告８１は、昭和３１年に大阪市で出生し、現在は１審原告解放同盟中央本部の中央執行副委員長を務めている。

１審原告８１の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告８１は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、提訴時住所、電話番号、勤務先（役職を含む）、生年並びに息子の氏名及び勤務先等を、「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、提訴時住所、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年を掲載された。

（甲１３３、３４４）

2 判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告８１の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告８１の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告８１は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告８１の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア 証拠（乙３１５、３２７、３８８、４５８、４６４、４８９、４９０、５１４、６１０、６１９）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告８１は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を継続的に行い、その活動内容がインターネット上に掲載されていたことが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告８１に関する部分は、氏名及び役職名を除いた限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ 以上によれば、１審原告８１に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８２】

1 認定事実

１審原告８２は、昭和３３年に大阪市西成区で出生した。

１審原告８２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告８２は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年月日を掲載された。

（甲１５２、３４４）

2 判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告８２の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告８２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告８２は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、

人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告８２の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア 証拠（乙３８４、４００）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告８２は、平成１５年４月、１審原告解放同盟の組織内候補として大阪市議会議員選挙に立候補し当選したことが認められることに照らすと、１審原告８２が１審原告解放同盟に加盟している事実は一般に広く知られていると推認される。したがって、本件人物一覧のうち１審原告８２に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ 以上によれば、１審原告８２に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８３】

1 認定事実

１審原告８３の過去住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告８３は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、１審原告解放同盟における所属協議会、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２２５、３４４）

2 判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告８３の過去住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告８３の過去住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告８３は、本

件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告８３の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告８３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４５４）、第三者の開設するブログの特定の日の記載として掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告８３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告８３に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８４】

1　認定事実

１審原告８４は、昭和２０年に大阪府で出生した。

１審原告８４の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告８４は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号（ただし市外局番を誤ったもの）を掲載された。

（甲８８、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告８４の現住所は本件地域にあると認められる。し

かしながら、証拠（乙２７７、３８１、３８８、６１５、６１６）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告８４は、自らが部落出身者であることや部落解放運動に参加していることを明らかにしたエッセイをインターネット上に掲載し、また、１審原告解放同盟の関係者以外の者を対象とした講演活動を継続的に行い、その活動がインターネット上に掲載されていたことが認められることに照らすと、本件地域一覧の公表によって、その法的利益が侵害されるおそれがあるとは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告８４が１審原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告８４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである（電話番号の市外局番に誤りがあったとしても、住所が記載されていることに照らすと、この点は上記の認定判断を左右するものではない。）。

イ　以上によれば、１審原告８４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８５】

1　認定事実

１審原告８５は、昭和１６年に大阪市で出生し、１審原告解放同盟大阪府連合会の執行委員などを務めた。

１審原告８５の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告８５は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１３４、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告８５の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告８５の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告８５は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告８５の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告８５が１審原告解放同盟に加盟している事実をうかがわせる記事がインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３２８、３２９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告８５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告８５に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８６】

1　認定事実

１審原告８６は、昭和４０年に大阪府松原市で出生した。

１審原告８６の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告８６は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし町名までの記載しかないもの）を掲載された。

（甲１１７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告８６の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告８６の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告８６は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告８６の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告８６が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３０２、６１７）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告８６に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、町名までの記載にとどまり、これが１審原告８６のプライバシー権を侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない。）。

イ　以上によれば、１審原告８６に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８７】

１　認定事実

１審原告８７は、昭和３９年に大阪府富田林市で出生し、現在は１審原告解放同盟大阪府連合会富田林支部の書記長を務めている。

１審原告８７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

本件人物一覧には、１審原告８７の氏名と一文字異なる氏名の人物が町名及び丁の記載と共に掲載されていた。

（甲２２６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告８７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告８７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告８７は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告８７の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告８７を推知することができる記載があったとは認められない。

イ　以上によれば、１審原告８７に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８８】

１　認定事実

１審原告８８は、昭和３８年に大阪市西成区で出生し、１審原告解放同盟大阪府連合会書記次長などを務め、現在は部落解放・人権研究所所長を務めている。

１審原告８８の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告８８は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１５３、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告８８の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告８８の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告８８は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告８８の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告８８は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも２回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙２９８、３８１、３８５、６１７、６１８、７５０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告８８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告８８に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告８９】

１　認定事実

１審原告８９は、昭和２４年に高知市で出生し、現在は１審原告解放同盟大阪府連合会副委員長を務めている。

１審原告８９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告８９は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲８９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告８９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告８９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告８９は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告８９の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告８９が１審原告解放同盟に加盟している事実がインターネット上に掲載され、１審原告８９が部落問題について報告した事項や寄稿が部落問題を取り扱う雑誌に複数回掲載されていることが認められるとしても（乙２７９、６１９、７０６、７０８から７１２まで）、ホームページの下部の階層に掲載されていたり、上記のような専門的な雑誌への掲載にとどまったりするといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告８９に関する部分

は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告８９に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９０】

1　認定事実

１審原告９０は、昭和３３年に大阪府で出生し、現在は１審原告解放同盟大阪府連合会執行委員や富田林支部書記長などを務めている。

１審原告９０の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告９０は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名及び住所（ただし町名までの記載しかなく、かつ町名も誤っているもの）を掲載された。

（甲１５４、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告９０の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告９０の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９０は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９０の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告９０が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３８６、６１７）、ホーム

ページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告９０に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告９０に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９１】

１　認定事実

１審原告９１は、昭和３５年に大阪府羽曳野市で出生した。

１審原告９１の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告９１は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「大阪府連支部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２２７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告９１の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告９１の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９１は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９１の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告９１が１審原告解放同盟に所属しているが一般に広く知られていることを認めるに足りる証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告９１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告９１に対する慰謝料は３万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９２】

1　認定事実

１審原告９２は、昭和３２年に出生した。

１審原告９２の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告９２は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１３５、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告９２の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告９２の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９２は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９２の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告９２が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット

上に掲載されていることが認められるとしても（乙３３０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告９２に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告９２に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９３】

１　認定事実

１審原告９３は、昭和２７年に鹿児島県出水市で出生した。

１審原告９３の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告９３は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし町名までしか記載がないもの）を掲載された。

（甲２２８、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告９３の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告９３の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９３は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９３の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告９３は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動等がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４５６、６２１）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしていたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告９３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、町名までの記載にとどまり、これが１審原告９３のプライバシー権を侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない。）。

イ　以上によれば、１審原告９３に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９４】

1　認定事実

１審原告９４は、昭和１９年に大阪市で出生し、１審原告解放同盟大阪府連合会の職員として就職し、部落解放・人権研究所の所長などを歴任し、現在は同研究所の名誉理事などを務めている。

１審原告９４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告９４は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「関係機関」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年月日を掲載された。

（甲１３６、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告９４の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告９４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９４は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９４の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告９４は部落解放・人権研究所所長であることを明らかにして、１審原告解放同盟関係者以外の者を対象とした講演活動を継続的に行っており、その活動はインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３１５、３３１、３３２、３８１、３８８、４０４、４５９、６１７、７５１）、このことをもって、１審原告９４が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られているとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告９４に関する部分は、住所及び勤務先を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告９４に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９５】

1　認定事実

１審原告９５は、昭和２３年に大阪市で出生し、現在は社団法人大阪市人権協会の理事長を務めている。

１審原告９５の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告９５は、本件人物一覧の「大阪市同和事業促進協議会４０周年記念事業実行委員会のメンバー一覧」の欄に氏名、役職名及び勤務先（役職を含む）を掲載された。

（甲２２９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告９５の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告９５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９５は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９５の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告９５が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告９５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告９５に対する慰謝料は３万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９７】

１　認定事実

１審原告９７は、昭和３８年に大阪府で出生した。

１審原告９７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の

地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告９７は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名及び役職名（事務局）を掲載された。

（甲１５７、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告９７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告９７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９７は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９７の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告９７は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３８８）、講師として多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告９７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告９７に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９８】

1　認定事実

１審原告９８は、昭和３６年に大阪市で出生し、住吉人権協会の事務局長などを務めていた。

１審原告９８の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

（甲２３０、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告９８の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告９８の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９８は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９８の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告９８に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告９８に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告９９】

1　認定事実

１審原告９９は、昭和４０年代後半に大阪府で出生した。

１審原告９９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告９９は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏

名及び役職名を掲載された。

（甲１５５、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告９９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告９９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告９９は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告９９の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告９９が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告９９に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告９９に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１００】

１　認定事実

１審原告１００は、現在１審原告解放同盟の支部役員を務めている。

１審原告１００の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１００は、本件人物一覧の「大阪市同和事業促進協議会４０周年記念事業実行委員会のメンバー一覧」の欄に氏名、住所、電話番号及び勤務先（役職を含む）を掲載された。

（甲１３７、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１００の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１００の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１００は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１００の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告１００が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧の１審原告１００に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１００に対する慰謝料は４万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は４０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１０１】

１　認定事実

１審原告１０１は、昭和２８年に大阪府羽曳野市で出生した。

１審原告１０１の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１０１は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲１１８、３４４）

２　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１０１の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１０１の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１０１は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１０１の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１０１が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告１０１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１０１に対する慰謝料は３万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１０２】

1　認定事実

１審原告１０２は、昭和１６年に中国で出生した。

１審原告１０２の過去住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されている。

（甲２３１、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１０２の過去住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１０２の過去住所が本件地域にあること等が既に一般に広く

知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１０２は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１０２の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１０２に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告１０２に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１０３】

1　認定事実

１審原告１０３は、昭和１７年に大阪市で出生した。

１審原告１０３の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１０３は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「関連機関」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び勤務先（役職を含む）を掲載された。

（甲２３２、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１０３の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１０３の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１０３は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１０３の差止

請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１０３が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告１０３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１０３に対する慰謝料は３万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１０５】

1　認定事実

１審原告１０５は、昭和４０年に大阪府東大阪市で出生し、現在は１審原告解放同盟の東大阪市内にある支部の支部長を務めている。

１審原告１０５の前住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１０５は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、生年月日、議員であること及び従妹の名前を掲載された。

（甲１３８、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１０５の前住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１０５の前住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１０５は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益

が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１０５の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア 証拠（乙３３５、３３６）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１０５が東大阪市議会議員を務めていること、１審原告解放同盟に加盟していること及びその役職名、生年月日並びに従妹の氏名は、いずれもウィキペディア（インターネット上の百科事典）に掲載されていることが認められことに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１０５に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ 以上によれば、１審原告１０５に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１０６】

1 認定事実

１審原告１０６は、昭和２７年に大阪府で出生し、１審原告解放同盟大阪府連合会本部役員、加島支部長などを務めた。

１審原告１０６の前住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１０６は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２３３、３４４）

2 判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１０６の前住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１０６の前住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知

られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１０６は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって１審原告１０６の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１０６が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４６０）、第三者が開設するブログの特定の日の記述として掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１０６に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１０６に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１０７】

1　認定事実

１審原告１０７は、昭和３１年に大阪府箕面市で出生した。

１審原告１０７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１０７は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１５８、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１０７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１０７の現住所又は現本籍は本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１０７は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１０７の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１０７が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３８９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１０７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１０７に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１０８】

1　認定事実

１審原告１０８は、昭和２８年に大阪府池田市で出生し、現在は１審原告解放同盟池田支部代表を務めている。

１審原告１０８の従前本籍として記載のある地名は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１０８は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、出生地の町名、父親の名前、生年、出身高校及びフェイスブックのＵＲＬを掲載された。

（甲２３４、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１０８の従前本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１０８の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１０８は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１０８の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告１０８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４６１）、平成２年１０月に第三者によって刊行されたミニコミ的なコラムの一部に掲載されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認める足りないから、本件人物一覧のうち１審原告１０８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１０８に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１０９】

１　認定事実

１審原告１０９は、昭和２９年に大阪府で出生した。

１審原告１０９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１０９は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に

氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１１９、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１０９の現住所及び現本籍が本件地域にあることが認められる。しかしながら、証拠（乙３０６、６２２）及び弁論の全趣旨によれば、自らが同和地区の出身であり、部落解放運動に参加していることを明らかにした１審原告１０９のインタビュー記事がインターネット上に掲載されていることが認められ、その掲載の態様等に照らすと、１審原告１０９は当該掲載を承諾していたと推認される。上記によれば、１審原告１０９は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されたとしても、法的利益が侵害されるおそれがあるとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、当該請求は理由がない。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告１０９が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告１０９に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１０９に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１０】

１　認定事実

１審原告１１０は、昭和３６年に大阪府で出生し、現在は１審原告解放同盟大阪府連合会役員を務めている。

１審原告１１０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定

の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１０は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１３９、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１１０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１０は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１０の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１１０は自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３３７、３８８、４６６）、講師ないし助言者として多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１１０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１１０に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１１】

1　認定事実

１審原告１１１は、昭和３１年に大阪市西成区で出生した。

１審原告１１１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１１は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１５６、４９０）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１１の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１１１の現住所及び現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１１は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１１の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１１１は自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３８７、３８８）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１１１に関する部分は、住所及び電話番号を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１１１に対する慰謝料は２万円が相当であり、上

記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１２】

1　認定事実

１審原告１１２は、昭和２７年に広島県福山市で出生した。

１審原告１１２の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１２は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「大阪府連支部」の欄に氏名及び１審原告解放同盟における所属協議会を掲載された。

（甲２３５、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１２の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１１２の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１２は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１２の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１１２が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告１１２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１１２に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１３】

１　認定事実

１審原告１１３は、昭和１５年に大阪市で出生した。

１審原告１１３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１３は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び兄の名前を掲載された。

（甲１４０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１３の現住所及び現本籍は本件地域にあることが認められる。そして、１審原告１１３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１３は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１３の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙３３８）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１１３が１審原告解放同盟に加盟している事実及び兄の名前がウィキペディアに掲載されていることが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１１３に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１１３に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００

円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１４】

1　認定事実

１審原告１１４は、昭和２１年に三重県で出生した。

１審原告１１４の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１４は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、所属支部名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２３６、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１４の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１１４の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１４は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１４の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１１４が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４６２、６２５）、昭和５７年に刊行された書籍に氏名及び肩書が引用されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１１４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１１４に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１５】

1　認定事実

１審原告１１５は、昭和３５年に大阪府高槻市で出生した。

１審原告１１５の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１５は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年月日を掲載された。

（甲２３７、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１５の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１１５の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１５は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１５の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙６２３）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１１５は１審原告解放同盟に加盟している事実及び生年月日をインターネット上で自ら公開していたと認められることなどに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１１５に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１１５に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１６】

１　認定事実

１審原告１１６は、大阪府富田林市で出生した。

１審原告１１６の従前本籍として記載のある地名は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１６は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年月日を掲載された。

（甲２３８、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１６の従前本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１１６の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１６は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１６の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙３８４、４００、６２４）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１１６は、平成１５年４月、１審原告解放同盟の組織内候補として大阪府議会議員選挙に立候補し当選したこと、生年月日をインターネット上で自ら公開していると認められることなどに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１１６に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害する

ものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１１６に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１７】

１　認定事実

１審原告１１７は、大阪市浪速区で出生し、現在は１審原告解放同盟浪花支部の役員を務めている。

１審原告１１７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１７は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１６５、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１１７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１７は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１７の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１１７が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３９９、６２６、６２７）、

ホームページの下部の階層に掲載されており、論文中の資料提供元として掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１１７に関する部分は、住所及び電話番号を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１１７に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１８】

１　認定事実

１審原告１１８は、昭和２３年に奈良県天理市で出生し、現在は奈良県議会議員を務めている。

１審原告１１８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１１８は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の「組織内候補」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び議員であることを掲載された。

（甲３３０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１１８の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１１８の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１１８は、本件地域一覧の「奈良県」欄の記載が公表されること

によって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１１８の差止請求は本件地域一覧の「奈良県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア 証拠（乙３８４、４００、６２８）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１１８は、平成１５年４月、１審原告解放同盟の組織内候補として奈良県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められることなどに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１１８に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ 以上によれば、１審原告１１８に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１１９】

1 認定事実

１審原告１１９は、昭和１６年に広島県で出生し、現在は奈良県議会議員を務めている。

１審原告１１９は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県支部連合会」の「組織内候補」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び所属政党名を掲載された。

（甲１６６）

2 判断

(1) 差止請求について

本件地域一覧に１審原告１１９に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

ア １審原告１１９が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知ら

れていることを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１１９に関する部分は、住所及び所属政党名を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１１９に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２０】

1　認定事実

１審原告１２０は、昭和９年に奈良県で出生し、現在は奈良県議会議員や１審原告解放同盟奈良県連合会委員長などを務めている。

１審原告１２０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２０は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び議員であることを掲載された。

（甲２３９、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１２０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１２０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１２０は、本件地域一覧の「奈良県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２０の差止請求は本件地域一覧の「奈良県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙６３０）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１２０は自身のホ

ームページにおいて１審原告解放同盟に加盟し、奈良県連合会執行委員長を務めていることを明らかにしていたことが認められることなどに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１２０に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１２０に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２１】

１　認定事実

１審原告１２１は、昭和１５年に奈良県で出生し、現在は奈良県議会議員を務めている。

１審原告１２１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２１は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の「組織内候補」の欄に氏名、住所、電話番号及び議員であることを掲載された。

（甲１６７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１２１の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１２１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１２１は、本件地域一覧の「奈良県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２１の差止請求は本件地域一覧の「奈良県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙３８４、４００）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１２１は、平成１５年４月、１審原告解放同盟の組織内候補として奈良県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められ、１審原告１２１が１審原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１２１に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、１審原告１２１のプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１２１に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２２】

１　認定事実

１審原告１２２は、昭和２２年に奈良県で出生し、現在は奈良県連合会の相談役及び支部長を務めている。

１審原告１２２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２２は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、議員であること及び生年を、「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び議員であることを掲載された。

（甲１６８、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１２２の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１２２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないか

ら、１審原告１２２は、本件地域一覧の「奈良県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２２の差止請求は本件地域一覧の「奈良県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１２２が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４０１、４８９、４９０、６３１）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１２２に関する部分は、住所、議員であること及び生年を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１２２に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２３】

1　認定事実

１審原告１２３は、昭和３２年に奈良県で出生した。

１審原告１２３の現住所は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２３は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲１２０、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１２３の現住所は本件地域にあると認められる。

そして、１審原告１２３の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１２３は、本件地域一覧の「奈良県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２３の差止請求は本件地域一覧の「奈良県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１２３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３０８）、ホームページの下部の階層に掲載されていることや雑誌に掲載された記事をインターネット上に転載したものであるといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１２３に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１２３に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２４】

1　認定事実

１審原告１２４は、昭和２４年に奈良県橿原市で出生した。

１審原告１２４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２４は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年を、「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号、勤務先（役職を含む）を掲載された。

（甲１２１、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１２４の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１２４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１２４は、本件地域一覧の「奈良県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２４の差止請求は本件地域一覧の「奈良県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　証拠（乙６３３）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１２４は、インターネット上に掲載された文章において、１審原告解放同盟に加盟している事実をインターネット上に自ら公開していることが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１２４に関する部分は、氏名及び役職名を除いた限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１２４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２５】

１　認定事実

１審原告１２５は、昭和２７年に奈良市で出生し、現在は奈良市議会議員及び１審原告解放同盟奈良県連合会の支部書記長を務めている。

１審原告１２５の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２５は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に

氏名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１６９、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１２５の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして１審原告１２５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１２５は、本件地域一覧の「奈良県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２５の差止請求は本件地域一覧の「奈良県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告１２５が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４０２）、第三者が開設するブログの特定の日の記述として掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１２５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１２５に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２６】

１　認定事実

１審原告１２６は、昭和１９年に奈良県生駒市で出生し、現在は１審原告解放同盟奈良県連合会の副執行委員長及び支部長を務めている。

１審原告１２６の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２６は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の「組織内候補」の欄に氏名、役職名、提訴時住所及び電話番号を掲載された。

（甲１７０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１２６の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１２６の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１２６は、本件地域一覧の「奈良県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２６の差止請求は本件地域一覧の「奈良県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１２６が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４０３）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１２６に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１２６に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２７】

１　認定事実

１審原告１２７は、昭和２９年に奈良県で出生し、現在は奈良県議会議員を務めている。

１審原告１２７は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の「組織内候補」の欄に氏名及び議員であることを掲載された。

（甲２４０）

２　判断

⑴　差止請求について

本件地域一覧に１審原告１２７に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告１２７が１審原告解放同盟に加盟していた事実が、インターネット上に掲載されるなどして、一般に広く知られていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１２７に関する部分は、議員であることを除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１２７に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２８】

１　認定事実

１審原告１２８は、昭和２７年に和歌山県で出生し、現在は１審原告解放同盟和歌山県連合会副執行委員長などを務めている。

１審原告１２８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２８は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄

に氏名、役職名、住所（ただし番地までの記載しかないもの）、電話番号及び生年月日を掲載された。

（甲１７１、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１２８の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１２８の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１２８は、本件地域一覧の「和歌山県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２８の差止請求は本件地域一覧の「和歌山県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１２８は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行うなどし、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４０４、４７６、６３９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これらを自らインターネット上に公開していた事実も認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１２８に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、番地までの記載にとどまり、これが１審原告１２８のプライバシー権を侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない。）。

イ　以上によれば、１審原告１２８に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１２９】

１　認定事実

１審原告１２９は、昭和２４年に和歌山県で出生した。

１審原告１２９の現住所は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１２９は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１７２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１２９の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１２９の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１２９は、本件地域一覧の「和歌山県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１２９の差止請求は本件地域一覧の「和歌山県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙２９８、３１１、３８５、４０４、４０５、４８９、６３４、６３８、６３９）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１２９は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして継続的に講演活動を行い、その活動内容がインターネット上に掲載されていたことが認められることなどに照らすと、本件人物一覧は１審原告１２９のプライバシー権を侵害するものとは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告１２９に対する慰謝料は１万円が相当であり、上

記認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１３０】

１　認定事実

１審原告１３０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１３０は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲１２２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１３０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１３０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１３０は、本件地域一覧の「和歌山県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１３０の差止請求は本件地域一覧の「和歌山県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１３０が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても(乙３１１、３１２、６３９)、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１３０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害す

るものである。

イ　以上によれば、１審原告１３０に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１３１】

１　認定事実

１審原告１３１は、昭和２７年に和歌山市で出生し、現在１審原告解放同盟和歌山県連合会委員長を務めている。

１審原告１３１は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１７３）

２　判断

⑴　差止請求について

本件地域一覧に１審原告１３１に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告１３１が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３１２、４０６、４０８、６３４、６３５、６３８、６３９）、ホームページの下位の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１３１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１３１に対する慰謝料は１万円が相当であり、上

記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１３２】

1　認定事実

１審原告１３２は、昭和２９年に和歌山市で出生し、現在は和歌山県議会議員を務めている。

１審原告１３２は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年月日を掲載された。

（甲１７４）

2　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告１３２に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１３２が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告１３２に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１３２に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１３３】

1　認定事実

１審原告１３３は、昭和２４年に和歌山県で出生し、現在は１審原告解放同盟和歌山県連合会副執行委員長を務めている。

１審原告１３３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１３３は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１７５、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１３３の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１３３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１３３は、本件地域一覧の「和歌山県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１３３の差止請求は本件地域一覧の「和歌山県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙３８４、４００、６３８、６３９）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１３３は、平成１５年４月、１審原告解放同盟の組織内候補として和歌山県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められることに照らすと、１審原告１３３が１審原告解放同盟に加盟している事実は一般に広く知られていると推認される。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１３３に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１３３に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度

で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１３４】

１　認定事実

１審原告１３４は、昭和３１年に和歌山市にて出生し、現在は１審原告解放同盟和歌山県連合会書記長を務めている。

１審原告１３４の現住所は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１３４は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１７６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１３４の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１３４の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１３４は、本件地域一覧の「和歌山県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１３４の差止請求は本件地域一覧の「和歌山県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１３４が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３１１、４０８、６３５、６３９）、１審原告解放同盟の関連する新聞社の刊行した新聞を電子化したものであるといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したり

したとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１３４に関する部分は、住所及び電話番号を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１３４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１３６】

１　認定事実

承継前１審原告１３６は、平成２９年２月２４日に死亡した。１審原告１３６は、承継前１審原告１３６の子であり、相続によって、承継前１審原告１３６の本件訴訟に関する請求権全てを取得し、訴訟を承継した。

承継前１審原告１３６は、本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

２　判断

(1)　差止請求について

当該請求は承継前１審原告１３６の死亡により終了した。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件地域一覧に承継前１審原告１３６に関連する記載は認められない。

イ　承継前１審原告１３６が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４３３、６４０）、多数の者の氏名及び肩書が羅列されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち承継前１審原告１３６に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

ウ　以上によれば、承継前１審原告１３６に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１３７】

１　認定事実

１審原告１３７は、昭和３４年に鳥取県倉吉市で出生し、現在は１審原告解放同盟鳥取県連合会執行委員長などを務めている。

１審原告１３７の従前本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１３７は、本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲９０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１３７の従前本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１３７の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１３７は、本件地域一覧の「鳥取県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１３７の差止請求は本件地域一覧の「鳥取県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙２８２、４６７、６４１）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１３７は、鳥取県のホームページにおいて自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして部落問題に関する講師の受託が可能である旨公表し、また、実際に自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにし

て、その関係者以外の者も対象とした講演活動を継続的に行っていたと認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１３７に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１３７に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１３９】

１　認定事実

１審原告１３９は、昭和２９年に鳥取県で出生した。

１審原告１３９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

（甲１７８、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１３９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１３９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１３９は、本件地域一覧の「鳥取県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１３９の差止請求は本件地域一覧の「鳥取県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１３９に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告１３９に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１４０】

１　認定事実

１審原告１４０は、昭和１０年に鳥取県で出生した。

１審原告１４０の現住所は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

（甲２４１、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１４０の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１４０の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１４０は、本件地域一覧の「鳥取県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１４０の差止請求は本件地域一覧の「鳥取県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１４０に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告１４０に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１４１】

１　認定事実

１審原告１４１は、昭和２５年に鳥取市で出生した。

１審原告１４１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１４１は、本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２４２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１４１の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１４１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１４１は、本件地域一覧の「鳥取県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１４１の差止請求は本件地域一覧の「鳥取県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１４１が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４６７）、多数の報告者等が羅列されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１４１に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１４１に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１４２】

１　認定事実

１審原告１４２は、昭和２３年に鳥取県倉吉市で出生した。

１審原告１４２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定

の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

（甲２４３、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１４２の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１４２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１４２は、本件地域一覧の「鳥取県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１４２の差止請求は本件地域一覧の「鳥取県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１４２に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告１４２に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１４３】

１　認定事実

１審原告１４３は、昭和２年、鳥取県で出生した。

１審原告１４３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１４３は、本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２４４、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１４３の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１４３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１４３は、本件地域一覧の「鳥取県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１４３の差止請求は本件地域一覧の「鳥取県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１４３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４６９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１４３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１４３に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１４４】

1　認定事実

１審原告１４４は、昭和２７年に鳥取市で出生した。

１審原告１４４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１４４は、本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２４５、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１４４の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１４４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１４４は、本件地域一覧の「鳥取県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１４４の差止請求は本件地域一覧の「鳥取県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙３８４、４００）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１４４は、平成１５年４月、１審原告解放同盟の組織内候補として鳥取県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１４４に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１４４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１４５】

1　認定事実

１審原告１４５は、昭和２４年に島根県で出生し、現在は島根県連合会執行委員長を務めている。

１審原告１４５の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の島根県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１４５は、本件人物一覧の「部落解放同盟島根県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２４６、４９０）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１４５の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１４５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１４５は、本件地域一覧の「島根県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１４５の差止請求は本件地域一覧の「島根県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告１４５は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象としたイベントを少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙６４８）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１４５に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１４５に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１４６】

１　認定事実

１審原告１４６は、昭和４７年に島根県で出生し、現在は１審原告解放同盟島根県連合会女性部長を務めている。

（甲１４１）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告１４６に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１４６に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、当該請求は理由がない。

【１審原告１４７】

１　認定事実

１審原告１４７は、昭和３１年に島根県で出生し、現在は１審原告解放同盟島根県連合会役員等を務めている。

１審原告１４７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の島根県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

（甲２４７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１４７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１４７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１４７は、本件地域一覧の「島根県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１４７の差止請求は本件地域一覧の「島根県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１４７に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告１４７に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１４９】

１　認定事実

１審原告１４９は、昭和２８年に島根県浜田市で出生し、現在は１審原告解放同盟島根県連合会副委員長を務めている。

（甲２４９）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告１４９に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１４９に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、当該請求は理由がない。

【１審原告１５０】

１　認定事実

１審原告１５０は、昭和２５年に京都市で出生した。

１審原告１５０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の島根県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

（甲２５０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１５０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認

められる。そして、１審原告１５０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１５０は、本件地域一覧の「島根県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１５０の差止請求は本件地域一覧の「島根県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１５０に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告１５０に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１５１】

1　認定事実

１審原告１５１は、昭和１５年に岡山県笠岡市にて出生し、現在は１審原告解放同盟岡山県連合会委員長を務めている。

１審原告１５１の現本籍は、本件地域一覧の岡山県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

（甲２５１、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１５１の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１５１の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１５１は、本件地域一覧の「岡山県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１５１の差止請求は本件地域一覧の「岡山県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア 本件人物一覧に１審原告１５１に関する記載は認められない。

イ 以上によれば、１審原告１５１に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１５２】

1 認定事実

１審原告１５２は、昭和２４年に広島県尾道市で出生し、現在は１審原告解放同盟尾道市協議会議長を務めている。

１審原告１５２の現住所は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１５２は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１４２、３４４）

2 判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１５２の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１５２の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１５２は、本件地域一覧の「広島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１５２の差止請求は本件地域一覧の「広島県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア １審原告１５２が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙３３９）、ホームページの

下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１５２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１５２に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１５３】

1　認定事実

１審原告１５３は、昭和２７年に広島県尾道市で出生し、現在は１審原告解放同盟広島県連合会副委員長を務めている。

１審原告１５３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１５３は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲３３８、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１５３の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１５３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１５３は、本件地域一覧の「広島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１５３の差止請求は本件地域一覧の「広島県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１５３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５５１、６５７）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１５３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１５３に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１５４】

1　認定事実

１審原告１５４は、昭和２２年に広島県福山市で出生した。

１審原告１５４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１５４は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び議員であることを掲載された。

（甲３３９、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１５４の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１５４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１５４は、本件地域一覧の「広島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、

１審原告１５４の差止請求は本件地域一覧の「広島県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア 証拠（乙５５２）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１５４は１審原告解放同盟の広島県連合会委員長であり、部落解放運動に長年にわたって参加していることを自身が所属する政党のホームページ上に掲載していたことが認められることなどに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１５４に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ 以上によれば、１審原告１５４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１５７】

1 認定事実

１審原告１５７は、昭和１０年に出生した。

１審原告１５７は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし末尾に不要な数字が付記されたもの）及び電話番号を掲載された。

（甲３４１）

2 判断

(1) 差止請求について

本件地域一覧に１審原告１５７に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

ア １審原告１５７は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動

がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５５４）、上記の掲載は本件人物一覧の公開後である平成２８年１１月のことであり、電子化されたミニコミ誌の末尾に掲載されているに過ぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１５７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである（公開された住所は末尾に不要な数字が付記されているが、これによっても１審原告１５７の住所を特定できるため、上記の認定判断は左右されない。）。

イ　以上によれば、１審原告１５７に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１５８】

１　認定事実

１審原告１５８は、昭和２７年に広島県三原市（現在の地名）で出生し、１審原告解放同盟広島県連合会副委員長を務めている。

１審原告１５８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１５８は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲３４４、３４５）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１５８の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１５８の現住所又は現本籍が本件地域にあること

等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１５８は、本件地域一覧の「広島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１５８の差止請求は本件地域一覧の「広島県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１５８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５５６、６５９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１５８に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１５８に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１５９】

1　認定事実

１審原告１５９は、昭和２６年に広島県庄原市で出生した。

１審原告１５９は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲３４２）

2　判断

(1) 差止請求について

本件地域一覧に１審原告１５９に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１５９が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５５１、６６０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１５９に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１５９に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６０】

1　認定事実

１審原告１６０は、昭和２７年に広島県福山市（現在の地名）で出生した。

１審原告１６０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

１審原告１６０は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２５３、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１６０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１６０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないか

ら、１審原告１６０は、本件地域一覧の「広島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１６０の差止請求は本件地域一覧の「広島県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１６０が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４７２）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１６０に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものだる。

イ　以上によれば、１審原告１６０に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６１】

1　認定事実

承継前１審原告１６１は、昭和２９年に広島県にて出生し、１審原告解放同盟広島県連合会県委員などを務めていたが、令和２年１２月２０日に死亡した。１審原告１６１はその配偶者であり、相続によって、承継前１審原告１６１の本件訴訟に関する損害賠償請求権を取得し、訴訟を承継した。

承継前１審原告１６１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

承継前１審原告１６１は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（合併前の名称）及び電話番号を掲載された。

（甲３４３、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

当該請求は承継前１審原告１６１の死亡により終了した。

(2)　損害賠償請求について

ア　上記１によれば、承継前１審原告１６１の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、承継前１審原告１６１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　承継前１審原告１６１が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧のうち承継前１審原告１６１に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

ウ　以上によれば、承継前１審原告１６１に対する慰謝料は４万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は４０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６２】

1　認定事実

１審原告１６２は、昭和２４年に広島県で出生し、現在、地方議会議員、１審原告解放同盟広島県連合会書記長などを務めている。

１審原告１６２の前住所は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１６２は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び議員であることを掲載された。

（甲１４３、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１６２の前住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１６２の前住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１６２は、本件地域一覧の「広島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１６２の差止請求は本件地域一覧の「広島県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　証拠（乙３４０）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１６２の所属する政党のホームページ上に１審原告１６２が１審原告解放同盟の広島県連合会書記長であることが掲載されていたことが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１６２に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１６２に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６３】

１　認定事実

１審原告１６３は、福井県で出生し、現在は１審原告解放同盟広島県連合会副委員長を務めている。

１審原告１６３の前住所は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１６３は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に

氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２５４、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１６３の前住所は本件地域にあることが認められる。そして、１審原告１６３の前住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１６３は、本件地域一覧の「広島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１６３の差止請求は本件地域一覧の「広島県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１６３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても(乙４７２、５５１、６６０)、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１６３に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１６３に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６４】

1　認定事実

１審原告１６４は、昭和５３年に愛媛県宇和島市にて出生し、現在は１審原告解放同盟山口県連合会書記長などを務めている。

１審原告１６４の現本籍は、本件地域一覧の愛媛県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。また、１審原告１６４の現住所は、本件地域一覧の山口県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

（甲９１、３４４、４９０）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１６４の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１６４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１６４は、本件地域一覧の「山口県」及び「愛媛県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１６４の差止請求は本件地域一覧の「山口県」及び「愛媛県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１６４は本件人物一覧によりプライバシー権が侵害された旨の主張をしていない。

イ　以上によれば、１審原告１６４に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６５】

１　認定事実

承継前１審原告１６５は、昭和２７年に香川県で出生し、平成２９年４月４日に死亡した。１審原告１６５は、承継前１審原告１６５の配偶者であり、相続によって、承継前１審原告１６５の本件訴訟に関する損害賠償請求権を取得し、訴訟を承継した。

承継前１審原告１６５の現本籍は、本件地域一覧の香川県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

承継前１審原告１６５は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び生年を掲載された。

（甲２５５、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

当該請求は承継前１審原告１６５の死亡により終了した。

(2)　損害賠償請求について

ア　上記１によれば、承継前１審原告１６５の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、承継前１審原告１６５の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　承継前１審原告１６５は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４７３、４８９、４９０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち承継前１審原告１６５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

ウ　以上によれば、承継前１審原告１６５に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６６】

１　認定事実

１審原告１６６は、昭和４３年に香川県で出生した。

１審原告１６６の現住所は、本件地域一覧の香川県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１６６の夫は、本件人物一覧の「部落解放同盟香川県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所を掲載された。

（甲２５６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１６６の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１６６の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１６６は、本件地域一覧の「香川県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１６６の差止請求は本件地域一覧の「香川県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１６６の夫に関する記載があるとしても、これによって直ちに１審原告１６６のプライバシー権が侵害されたとは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告１６６に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６７】

１　認定事実

１審原告１６７は、昭和２１年に鹿児島県で出生した。

１審原告１６７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の香川県の欄にある特定

の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１６７の夫は、本件人物一覧の「部落解放同盟香川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２５７、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１６７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１６７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１６７は、本件地域一覧の「香川県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１６７の差止請求は本件地域一覧の「香川県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告１６７の夫に関する記載があるとしても、これによって直ちに１審原告１６７のプライバシー権が侵害されたとは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告１６７に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６８】

１　認定事実

１審原告１６８は、昭和２８年に愛媛県松山市（現在の地名）で出生し、現在は１審原告解放同盟愛媛県連合会委員長を務めている。

１審原告１６８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の愛媛県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１６８は、本件人物一覧の「部落解放同盟愛媛県連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２５８、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１６８の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１６８の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１６８は、本件地域一覧の「愛媛県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１６８の差止請求は本件地域一覧の「愛媛県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１６８は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４７５）、特定の学会の機関紙における活動報告の過程で紹介されたにとどまるといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１６８に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１６８に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１６９】

１　認定事実

１審原告１６９は、昭和２８年に高知県で出生した。

１審原告１６９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の高知県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１６９は、本件人物一覧の「部落解放同盟高知県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２５９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１６９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１６９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１６９は、本件地域一覧の「高知県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１６９の差止請求は本件地域一覧の「高知県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１６９が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４７６）、第三者が開設するブログの特定の日に掲載されたものであるといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１６９に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１６９に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１７１】

１　認定事実

１審原告１７１は、昭和５５年に福岡市で出生した。

１審原告１７１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１７１は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし番地以下の記載がないもの）を掲載された。

（甲２６１、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１７１の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１７１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１７１は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１７１の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１７１は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４７８）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１７１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものと認められる（住所は、地番以下の記載がなく、これが１審原告１７１のプライバシー権を侵害することを認めるに足りる的確な証拠は

ない。)。

イ　以上によれば、１審原告１７１に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１７２】

１　認定事実

１審原告１７２は、昭和３４年に福岡市で出生した。

１審原告１７２の現住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１７２は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２６２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１７２の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１７２の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１７２は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１７２の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１７２は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも２回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙２９８、３８５、４７９)、講師等として多数の人名とその肩書が羅列されていることや

ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１７２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１７２に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１７３】

１　認定事実

１審原告１７３は、昭和５７年に福岡市で出生した。

１審原告１７３の従前戸籍として記載のある地名は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１７３は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、旧姓及び生年を掲載されるとともに、「福岡市の被差別部落の生まれ」とも記載された。

（甲２６３、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１７３の従前本籍は本件地域にあることを認められる。しかしながら、証拠（乙４８０、６４５）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１７３は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載された上、自らが部落出身であることを明らかにしたドキュメンタリー映像を収録したＤＶＤをインターネット上で販売していたこと

が認められることに照らすと、１審原告１７３は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、法的利益が侵害されるおそれがあるとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

ア 上記(1)で述べたところによれば、本件人物一覧の１審原告１７３に関する部分が、そのプライバシー権を侵害するとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ 以上によれば、当該請求は理由がない。

【１審原告１７４】

1 認定事実

１審原告１７４は、昭和４年に福岡県古賀市で出生した。

１審原告１７４の前住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１７４は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２６４、３４４）

2 判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１７４の前住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１７４の前住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１７４は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１７４の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１７４が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４８１）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１７４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１７４に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１７５】

1　認定事実

１審原告１７５は、昭和３５年に福岡県北九州市で出生した。

１審原告１７５は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２６５）

2　判断

(1) 差止請求について

本件地域一覧に１審原告１７５に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１７５は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４８２）、第三者の開設したブログの特定の日の記載であるといった掲載の態様等に照

らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１７５に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１７５に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１７６】

１　認定事実

１審原告１７６は、昭和４０年に福岡県小郡市で出生した。

１審原告１７６は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年月日を掲載された。

（甲２６６）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告１７６に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙４８３）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１７６が１審原告解放同盟に加盟している事実、生年月日及び勤務先はウィキペディアに掲載されていることが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１７６に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１７６に対する慰謝料は５０００円が相当であり、

上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１７７】

１　認定事実

１審原告１７７は、昭和１８年に福岡県で出生し、平成１０年から１審原告解放同盟の中央委員会執行委員長を務めていた。

１審原告１７７の現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１７７は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年月日を、「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び生年月日を掲載された。

（甲２、３４４、３７２）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１７７の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１７７の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１７７は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１７７の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙２９８、３８１、３８５、３８８、４５７、６６１）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１７７が１審原告解放同盟に加盟している事実はウィキペディアに掲載されており、さらに自らこれを明らかにして継続的に

講演活動を行い、その活動内容がインターネット上に掲載されていたことが認められることなどに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１７７に関する部分は、電話番号及び勤務先の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１７７に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１７８】

１　認定事実

１審原告１７８は、昭和３３年に福岡県北九州市で出生した。

１審原告１７８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１７８は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲２６７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１７８の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１７８の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１７８は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１７８の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１７８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット

上に掲載されていることが認められるとしても（乙４８４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１７８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１７８に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１７９】

１　認定事実

１審原告１７９は、昭和２４年に福岡県宮若市（現在の地名）で出生した。

１審原告１７９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

１審原告１７９は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名（ただし従前のもの）、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２６８、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１７９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１７９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１７９は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、

１審原告１７９の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１７９が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙７４６）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１７９に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（役職名は従前のものであるとしても、これをもって直ちに上記の認定判断が左右されるものではない。）。

イ　以上によれば、１審原告１７９に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８０】

1　認定事実

１審原告１８０は、昭和２６年に福岡県中間市にて出生し、現在は１審原告解放同盟中間市協議会副委員長及び中間市議会議員を務めている。

１審原告１８０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８０は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし市までの記載しかないもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２６９、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１８０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８０は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８０の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１８０が、平成１５年５月７日開催の中間市議会において、自ら１審原告解放同盟に加盟している事実を述べており、それが同市議会会議録に掲載され、インターネット上で公開されていることが認められるとしても（乙６６３）、１５年以上前の議事録の自己紹介に関する部分を確認する者は限定されると考えられることなどに照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１８０に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１８０に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８１】

１．認定事実

１審原告１８１は、昭和１４年に福岡県小郡市にて出生した。

１審原告１８１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８１は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲２７０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１８１の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８１は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８１の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１８１が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４８５、６６４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１８１に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１８１に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８２】

１　認定事実

１審原告１８２は、昭和２５年に福岡県北九州市で出生した。

１審原告１８２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８２は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし番地以下の記載がないもの）及び電話番号を掲載された。

（甲３３１、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１８２の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８２は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８２の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１８２が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５３６）、市の住宅政策審議会の委員名簿に多数の者とともに記載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１８２に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、地番以下の記載がなく、これが１審原告１８２のプライバシー権を侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない。）。

イ　以上によれば、１審原告１８２に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８３】

１　認定事実

１審原告１８３は、昭和２２年に福岡市で出生した。

１審原告１８３の提訴時住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８３は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（提訴時のものだが、部屋番号の記載がないもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２７１、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１８３の提訴時住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８３の提訴時住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８３は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８３の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙３８４、４００、４８６）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１８３は、平成１５年４月、１審原告解放同盟の組織内候補として福岡市議会議員選挙に立候補し当選し、また、自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにしてネットニュースのインタビューに応じていることが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１８３に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる（部屋番号の記載がないことにより、上記の認定判断が左右されるも

のではない。)。

イ　以上によれば、１審原告１８３に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８４】

１　認定事実

１審原告１８４は、昭和２７年に福岡市で出生し、現在は１審原告解放同盟福岡市協議会執行委員を務めている。

１審原告１８４の現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８４は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲２７２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１８４の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８４の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８４は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８４の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１８４は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４８７）、ホ

ームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１８４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１８４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８５】

1　認定事実

１審原告１８５は、昭和２４年に福岡県直方市で出生した。

１審原告１８５の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８５は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２７３、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１８５の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８５は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８５の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１８５が１審原告解放同盟に加盟している事実は一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告１８５に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（１審原告１８５が直方市議会議員として自らインターネット上に電話番号を公開していたとしても（乙４８８）、上記の認定判断が左右されるものではない。）。

イ　以上によれば、１審原告１８５に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８６】

1　認定事実

１審原告１８６は、昭和２１年に福岡県久留米市で出生し、現在は１審原告解放同盟筑後地区協議会委員長を務めている。

１審原告１８６の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８６は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲１４５、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１８６の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８６の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８６は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、

１審原告１８６の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１８６は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行うなどし、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３４３、４８５、５０５、６６４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１８６に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１８６に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８７】

1　認定事実

１審原告１８７は、昭和２４年に福岡県で出生し、現在は１審原告解放同盟福岡県連合会副委員長を務めている。

１審原告１８７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８７は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、所属県連合会、住所及び電話番号を、「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２７４、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１８７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８７は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８７の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１８７が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４８９、６４４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１８７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１８７に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８８】

1　認定事実

１審原告１８８は、昭和１５年に福岡県飯塚市で出生した。

１審原告１８８の前住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８８は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年を、「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話

番号を掲載された。

（甲２７５、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１８８の前住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８８の前住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８８は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８８の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告１８８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４８９、４９０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧の１審原告１８８に関する部分は、住所の部分を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１８８に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１８９】

１　認定事実

１審原告１８９は、昭和２８年に福岡県柳川市で出生した。

１審原告１８９の改製原戸籍の本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定

の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１８９は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２７６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１８９の過去又は現在の本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１８９の上記の本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１８９は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１８９の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１８９は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行うなどし、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３４３、４８４、４９１、６４３、６６４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１８９に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１８９に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９０】

1　認定事実

１審原告１９０は、昭和４３年に福岡市で出生した。

１審原告１９０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１９０は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」欄に氏名、役職名、住所（市の名称に誤りがあるもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２７７、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１９０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１９０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１９０は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１９０の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１９０は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４９２）、電子化された定期刊行物内の紹介文中に掲載されているにすぎないといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１９０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は市の名称に誤りがあるが、区以下の記載は現住所と合致し、電話番号の市外局番と併せると、１審原告１９０の現住所と同一のものであると容易に理解できるものであるから、上記の認

定判断を左右するものではない。)。

イ　以上によれば、１審原告１９０に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９１】

１　認定事実

１審原告１９１は、昭和１５年に大阪市で出生した。

１審原告１９１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。また、１審原告１９１の父の出生時の本籍は、本件地域一覧の徳島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１９１は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に、氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２７８、３４４、４９０）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１９１の現住所及び現本籍並びに父の出生時の本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１９１の現住所、現本籍又は父の出生時の本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１９１は、本件地域一覧の「福岡県」及び「徳島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１９１の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」及び「徳島県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙４９３、６５０）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１９１は部落解放運動に参画していることを自ら明らかにして部落解放運動に関する書籍を出版し、これをインターネット上でも販売しており、さらに、自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者を対象とした研修に講師として参加したことが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１９１に関する部分は、電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１９１に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９２】

１　認定事実

１審原告１９２は、昭和４８年に福岡県で出生した。

１審原告１９２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄にある地名の一部として記載されている。

１審原告１９２は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲３３２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１９２の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１９２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１９２は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、

１審原告１９２の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１９２が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４９４、６６５）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開したりしていたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１９２に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１９２に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９３】

1　認定事実

１審原告１９３は、昭和５３年に福岡市で出生した。

１審原告１９３の現住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告１９３は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし市までの記載しかないもの）を掲載された。

（甲２７９、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１９３の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１９３の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１９３は、

本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１９３の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１９３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４９４、６６５）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１９３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、市までの記載にとどまるから、１審原告１９３のプライバシー権を侵害するとは認められない。）。

イ　以上によれば、１審原告１９３に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９５】

1　認定事実

１審原告１９５は、昭和２９年に京都市にて出生し、現在は１審原告解放同盟門司地区協議会書記長などを務めている。

１審原告１９５は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、１審原告解放同盟における所属協議会、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２８０）

2　判断

(1) 差止請求について

本件地域一覧に１審原告１９５に関する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告１９５が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４９５）、上記の掲載は本件人物一覧の公開後である平成２９年５月である上、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１９５に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１９５に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９６】

1　認定事実

１審原告１９６は、昭和１７年に福岡県古賀市で出生した。

１審原告１９６の前住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１９６は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２８１、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１９６の前住所は本件地域にあると認められる。

そして、１審原告１９６の前住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１９６は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１９６の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　証拠（乙４９６）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告１９６は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして選挙活動を行い、平成２３年４月に行われた古賀市議会議員選挙に立候補し当選したことが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告１９６に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告１９６に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９７】

1　認定事実

１審原告１９７は、昭和２３年に福岡県筑紫野市で出生した。

１審原告１９７の前住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１９７は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び叔父の名前を掲載された。

（甲３３３、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告１９７の前住所は本件地域にあると認められる。

そして、１審原告１９７の前住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１９７は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１９７の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(3)　損害賠償請求について

ア　１審原告１９７が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４８５、６６４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧の１審原告１９７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１９７に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９８】

1　認定事実

１審原告１９８は、昭和３２年に福岡県飯塚市（現在の地名）で出生し、現在は１審原告解放同盟飯塚市協議会書記長を務めている。

１審原告１９８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されている。

１審原告１９８は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲９２、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告１９８の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１９８の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１９８は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１９８の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告１９８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙２８６、６６８）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１９８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１９８に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告１９９】

1　認定事実

１審原告１９９は、昭和２３年に福岡市で出生した。

１審原告１９９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告１９９は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、

役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年を、「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２８２、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告１９９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告１９９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告１９９は、本件地域一覧の「福岡県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告１９９の差止請求は本件地域一覧の「福岡県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告１９９が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙２８７、３４３、４８４、４８５、４９７、６６４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告１９９に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告１９９に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０１】

１　認定事実

１審原告２０１は、昭和２５年に佐賀県唐津市で出生した。

１審原告２０１の現本籍は、本件地域一覧の佐賀県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

１審原告２０１は、本件人物一覧の「部落解放同盟佐賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２８３、４９０）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２０１の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２０１の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２０１は、本件地域一覧の「佐賀県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２０１の差止請求は本件地域一覧の「佐賀県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２０１は自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４９８）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られているとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２０１に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２０１に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０２】

１　認定事実

１審原告２０２は、昭和２５年に長崎市で出生した。

１審原告２０２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の長崎県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２０２は、本件人物一覧の「部落解放同盟長崎県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２８４、４９０）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２０２の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２０２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２０２は、本件地域一覧の「長崎県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２０２の差止請求は本件地域一覧の「長崎県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２０２が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４９９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２０２に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２０２に対する慰謝料は２万５０００円が相当で

あり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０３】

１　認定事実

１審原告２０３は、昭和２２年に熊本県にて出生し、現在は１審原告解放同盟熊本県連合会書記長を務めている。

１審原告２０３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の熊本県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２０３は、本件人物一覧の「部落解放同盟熊本県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２８５、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２０３の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２０３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２０３は、本件地域一覧の「熊本県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２０３の差止請求は本件地域一覧の「熊本県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２０３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５００、６７０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧

のうち１審原告２０３に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２０３に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０４】

１　認定事実

１審原告２０４は、昭和３１年に熊本県で出生した。

１審原告２０４は、本件人物一覧の「部落解放同盟熊本県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲３３４）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告２０４に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２０４が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５００、６７０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２０４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２０４に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度

で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０５】

１　認定事実

１審原告２０５は、昭和２８年に熊本県菊池市で出生した。

１審原告２０５の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の熊本県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２０５は、本件人物一覧の「部落解放同盟熊本県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲２８６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２０５の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２０５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２０５は、本件地域一覧の「熊本県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２０５の差止請求は本件地域一覧の「熊本県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２０５は自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５００、５０１、６７０）、多数の演題・講演者が羅列されていたり、ホームページの下部の階層に掲載されていたりするといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件

人物一覧のうち１審原告２０５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２０５に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０６】

１　認定事実

１審原告２０６は、昭和１９年に大分県で出生し、現在は１審原告解放同盟大分県連合会委員長を務めている。

１審原告２０６の現住所は、本件地域一覧の大分県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

（甲３３５、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２０６の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２０６の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２０６は、本件地域一覧の「大分県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２０６の差止請求は本件地域一覧の「大分県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告２０６に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告２０６に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０７】

１　認定事実

１審原告２０７は、昭和１７年に宮崎県延岡市で出生し、現在は１審原告解放同盟宮崎県連合会副委員長を務めている。

１審原告２０７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の宮崎県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２０７は、本件人物一覧の「部落解放同盟宮崎県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２８７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２０７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２０７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２０７は、本件地域一覧の「宮崎県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２０７の差止請求は本件地域一覧の「宮崎県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２０７が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５０２）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２０７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２０７に対する慰謝料は３万円が相当であり、上

記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０８】

１　認定事実

１審原告２０８は、昭和２４年に宮崎県えびの市（現在の地名）で出生した。

１審原告２０８は、本件人物一覧の「部落解放同盟宮崎県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２８８）

２　判断

⑴　差止請求について

本件地域一覧に１審原告２０８に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告２０８は自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５０３）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２０８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２０８に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２０９】

１　認定事実

１審原告２０９は、昭和２２年に宮崎県えびの市（現在の地名）で出生した。

１審原告２０９の前住所は、本件地域一覧の鹿児島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２０９は、本件人物一覧の「部落解放同盟宮崎県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２８９、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２０９の前住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２０９の前住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２０９は、本件地域一覧の「鹿児島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２０９の差止請求は本件地域一覧の「鹿児島県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２０９が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５０４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２０９に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２０９に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１０】

１　認定事実

１審原告２１０は、昭和５２年に鹿児島県日置市で出生した。

１審原告２１０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鹿児島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２１０は、本件人物一覧の「部落解放同盟鹿児島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２９０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２１０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２１０は、本件地域一覧の「鹿児島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１０の差止請求は本件地域一覧の「鹿児島県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２１０は自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５０５）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２１０に関する部分は、そのプライバシー権を

侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２１０に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１１】

１　認定事実

１審原告２１１は、昭和２５年に鹿児島県で出生し、平成２８年まで１審原告解放同盟鹿児島県連合会委員長を務めていた。

１審原告２１１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鹿児島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

（甲３３６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２１１の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２１１は、本件地域一覧の「鹿児島県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１１の差止請求は本件地域一覧の「鹿児島県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告２１１に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告２１１に対する慰謝料は１万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００

円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１２】

１　認定事実

１審原告２１２は、昭和２２年に東京都で出生し、現在は１審原告解放同盟神奈川県連合会副委員長を務めている。

１審原告２１２の配偶者の従前本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

１審原告２１２は、本件人物一覧の「部落解放同盟神奈川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲２９１、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２１２の配偶者の従前本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１２の配偶者の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２１２は、本件地域一覧の「長野県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１２の差止請求は本件地域一覧の「長野県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２１２は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４３３、４３４、５０６、６４０）、多数の人名やその肩書が羅列され、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事

実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２１２に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２１２に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１３】

1　認定事実

１審原告２１３は、昭和２９年に滋賀県で出生し、現在は滋賀県連合会書記長代行を務めている。

１審原告２１３の戸籍謄本に記載された配偶者の婚姻前の本籍は、本件地域一覧の茨城県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２１３は、本件人物一覧の「部落解放同盟滋賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲１２３、３４４、４９０）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２１３の配偶者の従前本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１３の配偶者の従前本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２１３は、本件地域一覧の「茨城県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１３の差止請求は本件地域一覧の「茨城県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２１３は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした研修を少なくとも１回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３１４、４８９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２１３に関する記載は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２１３に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１４】

1　認定事実

１審原告２１４は、昭和２９年に滋賀県で出生した。

１審原告２１４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の滋賀県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２１４は、本件人物一覧の「部落解放同盟滋賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし市までの記載しかないもの）を掲載された。

（甲９３、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告２１４の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないか

ら、１審原告２１４は、本件地域一覧の「滋賀県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１４の差止請求は本件地域一覧の「滋賀県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２１４が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙６７１）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２１４に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである（住所は、市までの記載があるにとどまり、これが１審原告２１４のプライバシー権を侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない。）。

イ　以上によれば、１審原告２１４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１５】

1　認定事実

１審原告２１５は、昭和２６年に大阪府で出生した。

１審原告２１５の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の滋賀県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２１５は、本件人物一覧の「部落解放同盟滋賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び議員であることを掲載された。

（甲２９２、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告２１５の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１５の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２１５は、本件地域一覧の「滋賀県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１５の差止請求は本件地域一覧の「滋賀県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２１５は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５０７、６５１）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２１５に関する部分は、住所及び議員であることを除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２１５に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１６】

1　認定事実

１審原告２１６は、昭和２６年に大阪府寝屋川市で出生した。

１審原告２１６の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２１６は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に

氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、議員であること及びフェイスブックのＵＲＬを掲載された。

（甲２９３、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２１６の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１６の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２１６は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１６の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙５０８）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告２１６は、平成１７年９月に行われた衆議院議員総選挙において１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして選挙活動を行っていたと認められ、上記事実は一般に広く知られていると推認される。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２１６に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものとは認められない。

イ　以上によれば、１審原告２１６に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１７】

１　認定事実

１審原告２１７は、昭和２９年に大阪府貝塚市で出生し、現在は貝塚市人権協会会長を務めている。

１審原告２１７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２１７は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「大阪府連支部」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２９４、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告２１７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２１７は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１７の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告２１７は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５０９）、電子化された平成２６年開催の講演会の案内に掲載されたといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２１７に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２１７に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１８】

１　認定事実

１審原告２１８は、昭和２２年に兵庫県三田市で出生し、現在は１審原告解放同盟中央本部副執行委員長及び兵庫県連合会委員長を務めている。

１審原告２１８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２１８は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２９５、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２１８の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１８の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２１８は、本件地域一覧の「大阪府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１８の差止請求は本件地域一覧の「大阪府」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２１８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５１０、６３５、６５４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２１８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２１８に対する慰謝料は３万円が相当であり、上

記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２１９】

１　認定事実

１審原告２１９は、昭和２５年に兵庫県尼崎市で出生し、現在は１審原告解放同盟兵庫県連合会書記長などを務めている。

１審原告２１９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２１９は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし番地の記載がないもの）を掲載された。

（甲２９６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２１９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２１９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２１９は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２１９の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２１９は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４８９、５１１、５１２、６５４、６５５、７４９）、ホームページの下部の階層に掲

載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２１９に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２１９に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２２０】

１　認定事実

１審原告２２０は、昭和３１年に兵庫県丹波市（現在の地名）で出生し、現在は１審原告解放同盟兵庫県連合会執行委員及び女性部長を務めている。

１審原告２２０の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２２０は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の「女性部」の欄に氏名を掲載された。

（甲１４４、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２２０の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２２０の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２２０は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２２０の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２２０は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも２回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙３４１、４４５、５１４、５２０、６７９）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２２０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２２０に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２２１】

１　認定事実

１審原告２２１は、昭和１１年に兵庫県篠山市で出生した。

１審原告２２１の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２２１は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び議員であったことを掲載された。

（甲２９７、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２２１の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２２１の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２２１は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されること

によって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２２１の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２２１が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５１０、５１２、６５４、６５５）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２２１に関する部分は、議員であったことを除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２２１に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２２２】

1　認定事実

１審原告２２２は、昭和２４年に兵庫県姫路市で出生し、現在は部落解放兵庫県企業連合会理事長を務めている。

１審原告２２２の現住所は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２２２は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲２９８、３４４）

2　判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告２２２の現住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２２２の現住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２２２は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２２２の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２２２が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５１３、６５４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２２２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２２２に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２２３】

1　認定事実

１審原告２２３は、昭和１６年に兵庫県明石市で出生し、現在は１審原告解放同盟西八木支部の支部長を務めている。

１審原告２２３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２２３は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲２９９、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告２２３の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２２３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２２３は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２２３の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

⑵　損害賠償請求について

ア　１審原告２２３は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５１４、５２０）、平成２３年１月開催の集会の開催案内を電子化したものやホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２２３に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２２３に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２２４】

１　認定事実

１審原告２２４は、昭和３５年に兵庫県加古川市で出生し、現在は１審原告解

放同盟兵庫県連合会委員を務めている。

１審原告２２４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２２４は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲３００、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２２４の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２２４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２２４は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２２４の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２２４は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象としたイベントのコーディネーターを少なくとも１回努め、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５１２、５１５、６５５）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２２４に関する部分は、住所及び電話番号を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２２４に対する慰謝料は２万円が相当であり、上

記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２２５】

1　認定事実

１審原告２２５は、昭和２４年に兵庫県伊丹市で出生した。

１審原告２２５の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２２５は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲３０１、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２２５の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２２５の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２２５は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２２５の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２２５は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５１６）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人

物一覧のうち１審原告２２５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２２５に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２２７】

１　認定事実

１審原告２２７は、昭和１７年に兵庫県伊丹市で出生し、現在１審原告解放同盟兵庫県連合会副委員長を務めている。１審原告２２７の父親は、大正６年に兵庫県伊丹市で出生し、１審原告解放同盟伊丹支部の支部長などを務め、平成１７年に死亡した。

１審原告２２７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２２７の父親は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲３０２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２２７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２２７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２２７は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２２７の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告２２７の父親に関する記載があるとしても、これをもって直ちに１審原告２２７のプライバシー権が侵害されたとは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、１審原告２２７に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２２８】

1　認定事実

１審原告２２８は、昭和１５年に兵庫県伊丹市で出生した。

１審原告２２８の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２２８は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲３０３、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２２８の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２２８の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２２８は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２２８の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２２８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５１７、５１９）、ホーム

ページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２２８に関する部分は、住所を除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２２８に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２２９】

１　認定事実

１審原告２２９は、昭和２０年に兵庫県で出生した。

１審原告２２９の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２２９は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲３０４、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２２９の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２２９の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２２９は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２２９の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２２９が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５１８）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２２９に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２２９に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３０】

1　認定事実

１審原告２３０は、昭和１２年に兵庫県伊丹市で出生した。

１審原告２３０の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

（甲３０５、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２３０の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２３０の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２３０は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２３０の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告２３０と特定するに足りる記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告２３０に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３１】

１　認定事実

１審原告２３１は、昭和１１年に兵庫県加古川市で出生した。

１審原告２３１の前住所は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２３１は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の「女性部」の欄に氏名を掲載された。

（甲３０６、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２３１の前住所は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２３１の前住所が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２３１は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２３１の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２３１は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５１４、５２０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、

これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２３１に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２３１に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３２】

1　認定事実

１審原告２３２は、昭和２８年に兵庫県丹波市で出生し、現在は１審原告解放同盟兵庫県連合会副委員長を務めている。

１審原告２３２の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２３２は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所を掲載された。

（甲３０７、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２３２の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２３２の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２３２は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２３２の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２３２は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、

その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５２１、６５４）、平成２１年８月に刊行された会報誌を電子化したものやホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２３２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２３２に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３３】

１　認定事実

１審原告２３３は、昭和３０年に兵庫県加西市で出生し、現在は１審原告解放同盟兵庫県連合会書記長を務めている。

１審原告２３３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２３３は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし番地までの記載しかないもの）及び議員であることを掲載された。

（甲３０８、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２３３の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２３３の現住所又は現本籍が本件地域にあること

等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２３３は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２３３の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２３３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５２３）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２３３に関する部分は、住所及び議員であることを除き、１審原告２３３のプライバシー権を侵害するものである（住所は、番地までの記載にとどまり、これが１審原告２３３のプライバシー権を侵害することを認めるに足りる的確な証拠はない。）。

イ　以上によれば、１審原告２３３に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３４】

1　認定事実

１審原告２３４は、昭和３０年に兵庫県で出生した。

１審原告２３４の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２３４は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び市議会議員であることを掲載された。

（甲３０９、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２３４の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２３４の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２３４は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２３４の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２３４が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５２４、６５６）、ホームページの下部の階層に掲載されていることや第三者の開設するブログの特定の日に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２３４に関する部分は、市議会議員であることを除き、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２３４に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３５】

1　認定事実

１審原告２３５は、昭和４８年に神戸市で出生した。

１審原告２３５の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されている。

１審原告２３５は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲３１０、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２３５の現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２３５の現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２３５は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２３５の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２３５は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙５２５、６５４）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２３５に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２３５に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３６】

１　認定事実

１審原告２３６は、昭和３８年に兵庫県芦屋市で出生した。

１審原告２３６は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名（ただし名がひらがなで記載されているもの）、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び市議会議員であることを掲載された。

（甲３１１）

２　判断

⑴　差止請求について

本件地域一覧に１審原告２３６に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

⑵　損害賠償請求について

ア　証拠（乙５２６）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告２３６は自身のホームページ上で１審原告解放同盟における役職名を自ら公開していることが認められることに照らすと、本件人物一覧のうち１審原告２３６に関する部分は、電話番号の限度において、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告２３６に対する慰謝料は５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３７】

１　認定事実

１審原告２３７は、昭和１１年に兵庫県尼崎市で出生し、現在は１審原告解放同盟兵庫県連合会支部の顧問を務めている。

１審原告２３７の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

（甲３１２、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２３７の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２３７の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２３７は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２３７の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告２３７に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告２３７に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３８】

1　認定事実

１審原告２３８は、昭和１９年に兵庫県で出生した。

１審原告２３８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２３８は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名（ただし姓の漢字に誤りがあるもの）を掲載された。

（甲３１３、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２３８の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２３８の現住所又は現本籍が本件地域にあること

等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２３８は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２３８の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２３８は、自らが１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたことが認められるとしえも（乙５１４、５２０）、平成２３年１月開催の集会の開催案内を電子化したものやホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２３８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである（氏名につき、姓の漢字に誤りがあるとしても、特定に欠けるものとまでは認められない。）。

イ　以上によれば、１審原告２３８に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２３９】

1　認定事実

１審原告２３９は、昭和３１年に兵庫県尼崎市で出生し、現在は１審原告解放同盟兵庫県連合会支部の執行委員を務めている。

１審原告２３９の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

（甲３１４、３４４）

2　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２３９の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２３９の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２３９は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２３９の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告２３９に関する記載は認められない。

イ　以上によれば、１審原告２３９に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２４０】

1　認定事実

１審原告２４０は、昭和９年に兵庫県で出生した。

１審原告２４０は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、提訴時の住所、電話番号及び生年を、「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、提訴時の住所及び夫の名前を掲載された。

（甲３１５）

2　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告２４０に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２４０は１審原告解放同盟に加盟している事実を明らかにして、その関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも１回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるとしても（乙４８９、４９０、５１２、５１４、５２９、６５４、６５５、６８０）、平成２３年１月開催の集会の開催案内を電子化したものやホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２４０に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２４０に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２４１】

１　認定事実

１審原告２４１は、昭和２９年に神戸市で出生し、現在は１審原告解放同盟兵庫県連合会書記次長を務めている。

１審原告２４１は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号、県議会議員であること及び所属政党を掲載された。

（甲３１６）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告２４１に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　証拠（乙３８４）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告２４１は、平成１５年４月、１審原告解放同盟の組織内候補として兵庫県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められ、これによれば、１審原告２４１が１審原告解放同盟に加盟していることは一般に広く知られていると推認される。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２４１に関する部分は、住所及び電話番号の限度で、そのプライバシー権を侵害するものと認められる。

イ　以上によれば、１審原告２４１に対する慰謝料は１万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２４２】

１　認定事実

１審原告２４２は、昭和１８年に兵庫県川西市で出生し、現在は１審原告解放同盟兵庫県連合会川西支部の支部長を務めている。

１審原告２４２は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

（甲３１７）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告２４２に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２４２が１審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られていることを認めるに足りる証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告２４２に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２４２に対する慰謝料は１万５０００円が相当で

あり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は１５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２４３】

１　認定事実

１審原告２４３は、昭和２２年に神戸市にて出生し、現在は１審原告解放同盟神戸市連絡協議会議長などを務めている。

１審原告２４３の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２４３は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲３１８の２、３４４）

２　判断

(1)　差止請求について

上記１によれば、１審原告２４３の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２４３の現住所又は現本籍が本件地域にあること等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２４３は、本件地域一覧の「兵庫県」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２４３の差止請求は本件地域一覧の「兵庫県」欄の限度で理由がある。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２４３が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙５３０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１

審原告２４３に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２４３に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２４４】

１　認定事実

１審原告２４４は、昭和２０年に福岡県前原市で出生した。

１審原告２４４は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲３１９）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告２４４に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２４４が１審原告解放同盟に加盟していることが一般に広く知られていることを認めるに足りる証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告２４４に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２４４に対する慰謝料は２万５０００円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２５００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２４５】

１　認定事実

１審原告２４５は、昭和２７年に和歌山市で出生した。

１審原告２４５は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会役員」の欄に氏名、役職名、夫である１審原告２６が１審原告解放同盟に所属していること、娘である１審原告２４７が映画を自主製作したことを掲載された。

（甲１２５）

２　判断

(1)　差止請求について

本件地域一覧に１審原告２４５に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

(2)　損害賠償請求について

ア　１審原告２４５が１審原告解放同盟に加盟していることが一般に広く知られていることを認めるに足りる証拠はないから、本件人物一覧のうち１審原告２４５に関する部分は、娘である１審原告２４７が映画を自主製作したことを除き、そのプライバシー権を侵害するものである（娘が映画を自主製作したことが、１審原告２４５のプライバシー権を侵害するとは認められない。）。

イ　以上によれば、１審原告２４５に対する慰謝料は２万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は２０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

【１審原告２４６】

１　認定事実

１審原告２４６は、昭和２４年に東京都足立区で出生した。１審原告２４６の父親は、大正１４年に出生し、１審原告解放同盟東京都連合会の書記長などを務めた。

１審原告２４６の父親は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲３２０）

２　判断

⑴　差止請求について

本件地域一覧に１審原告２４６に関連する記載は認められないから、当該請求は理由がない。

⑵　損害賠償請求について

ア　本件人物一覧に１審原告２４６の父親に関する記載が認められるが、これをもって直ちに１審原告２４６のプライバシー権が侵害されたとは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ　以上によれば、当該請求は理由がない。

【１審原告２４７】

１　認定事実

１審原告２４７は、昭和５５年に東京都足立区で出生した。

１審原告２４７の現本籍は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

１審原告２４７は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会役員」の欄に氏名、映画を自主製作したこと並びに父親である１審原告２６及び母親である１審原告２４５が１審原告解放同盟に所属していることを掲載された。

（甲３２１、３４４）

２　判断

⑴　差止請求について

上記１によれば、１審原告２４７の現本籍は本件地域にあると認められる。しかしながら、証拠（乙２３３、３１８、５３１、６００）及び弁論の全趣旨によれば、１審原告２４７は自らが同和地区出身者であると公表した記事をインターネット上に投稿したこと、自らの両親が１審原告解放同盟に所属してい

ることを公表する内容のドキュメンタリー映画を製作し、その映画が公開され、そのことがインターネット上にも掲載されたことが認められることに照らすと、本件地域一覧によって、１審原告２４７の法的利益が侵害されるおそれがあるとは認め難く、これを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、当該請求は理由がない。

(2) 損害賠償請求について

ア 上記(1)に述べたところによれば、本件人物一覧のうち１審原告２４７に関する部分が、そのプライバシー権を侵害するとは認められず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ 以上によれば、当該請求は理由がない。

【１審原告２４８】

1 認定事実

１審原告２４８は、昭和２８年に京都府で出生し、１審原告解放同盟中央書記長及び京都府連合会委員長を務め、現在は１審原告解放同盟の中央執行委員長である。

１審原告２４８の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

１審原告２４８は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

（甲４、４５８、４９０）

2 判断

(1) 差止請求について

上記１によれば、１審原告２４８の現住所及び現本籍は本件地域にあると認められる。そして、１審原告２４８の現住所又は現本籍が本件地域にあること

等が既に一般に広く知られていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、１審原告２４８は、本件地域一覧の「京都府」欄の記載が公表されることによって、人格的な利益が侵害されるおそれがあると認められる。したがって、１審原告２４８の差止請求は本件地域一覧の「京都府」欄の限度で理由がある。

(2) 損害賠償請求について

ア　１審原告２４８が１審原告解放同盟に加盟している事実はインターネット上に掲載されていることが認められるとしても（乙４４７、４４８、４８９、４９０、５５０、５８３、６０７、６７３、６８０）、ホームページの下部の階層に掲載されているといった掲載の態様等に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたとまでは認めるに足りず、これを自らインターネット上に公開していたとも認められない。したがって、本件人物一覧のうち１審原告２４８に関する部分は、そのプライバシー権を侵害するものである。

イ　以上によれば、１審原告２４８に対する慰謝料は３万円が相当であり、上記の認容額や本件事案の内容等に照らすと、弁護士費用は３０００円の限度で相当因果関係のある損害と認められる。

以　　上

これは正本である。

令和5年6月28日

東京高等裁判所第１６民事部

裁判所書記官　関　口　敬　太